

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（２）			
日 時	平成 28 年 10 月 5 日（水）	開 議	午前 10 時 00 分
		散 会	午後 5 時 53 分
場 所	第 1 委員会室（書類審査）及び第 2 委員会室（総括質疑）		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	林下委員長、秋元副委員長、安齋・酒井（隆裕）・斉藤・鈴木・濱本・中村（誠吾）・小貫各委員		
説明員	市長、教育長、菊池・前田両監査委員、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました林下でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には秋元委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆裕委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

過日開催されました理事会において、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告申し上げます。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後 1 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、共産党、民進党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○濱本委員

◎決算資料の説明機会について

初めに、地方自治法第 233 条第 5 項では、「当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない」と書いてあります。確かに提出はされているのですよ。ただ、提出されているだけで、その中身についての説明というのはほとんどない。勝手に読んでくれという話なのか、そうではないとは思うのですけれども、議会の委員会の質疑の質を高めるためにも、やはり事前にこういうものの説明をする機会があってもいいのではないかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（財政）財政課長

決算についての説明責任を果たすという意味で、きちんと説明できる機会が設けられればいい形なのですが、今の段階ですと、なかなかそういう状況、予算特別委員会の次にすぐ決算特別委員会ということで時間的制約はありますが、今後に向けて、そういったものが工夫なりしてできるものかどうか研究してまいりたいと思っております。

○濱本委員

確かに議会日程のこともあります。自分が議会運営委員会の委員長でこんなことを言うのも変ですけども、やはり 1 年の総括ということであれば、そういう説明をする場面がないと、1 年を議会としてもきちんと総括できないのと思うのですね。ぜひともそれは、議会側との日程なんかのこともあると思いますが、来年度に向けてそういうことを踏まえて精力的に検討をしてもらいたいと思います。

◎平成 27 年度決算の総括について

次に、市長の第 3 回定例会での提案説明の中で決算についても触れられていますけれども、決算というのは要はその年 1 年の成績ではあるのですが、やはり前年度と比較してどうなのだという部分が欠落しているように思うのですね。

まず聞きたいのは、平成 26 年度の決算と比較して 27 年度の決算のそれぞれ特徴的なことがあれば、全部でなくともいいのですけれども、例えば歳出と歳入に関して特徴的なことがあればお答えいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

純剰余金が約 19 億 2,200 万円出たということで、昨年と比べて大きな違いといいますのが、まず歳入で市税と地方消費税交付金が予算より上回ったこと、昨年の場合でありますと財政調整基金繰入金というのを予算上見ていたのですが、實際上、繰り入れなかったものですから、予算と比較した場合は昨年はマイナス 4 億 7,000 万円でした。ことしについては、先ほどの市税と地方消費税交付金がふえたことにより、予算に比べて 5 億 6,300 万円ふえたということで、実質的にここで平成 26 年度と比べると 10 億円近く一般財源がふえた形になっております。

また、不用額につきましては、昨年の不用額、一般財源ベースの不用額でございますが、9 億 7,100 万円であったものが、ことしにつきましては 13 億 5,900 万円という形になっておりますが、この約 4 億円ふえた主な原因というのが生活保護費の扶助費とか、そういったものが昨年と比べて違うところかと考えています。

○濱本委員

本当はそういうこともきちんと事前にわかるようになっていいるといいなと思うのです。毎年出してもらっているこの厚い各会計決算説明書、確かにここにも若干は書いてあります。実際ここに書いてある数字も、実は予算現額と実際の支出額なのですよね、収入額にしても支出額にしても。本当に経営の内容というか小樽市の財政の内容を本当に見ようと思うと、やはり前年度決算と、そして予算と、そして最後の決算と、本来三つぐらい数字が並んでいると一番実際の財政の状況というのは把握しやすいのと思うのですね。そういう意味では、説明書もずっとこのパターンで、少なくとも私が議員になってからこれで何回目かわかりませんが、ずっと同じなのです。この辺もやはり少し改善する余地があるのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○（財政）財政課長

決算のこの説明書なり、ある程度様式につきましては、地方自治法の規則で定められたものがありますので、そのほかの資料としてそういったものが作成できないのかどうかということで、研究してまいりたいと思います。

○濱本委員

確かに法的な根拠に基づいて作成しなければならないもの、これはわかります。それはそれで作らなければならないし、議会に対して説明するのなら、今、言ったようなそういう資料もやはりあったほうが議会側としても、先ほどの繰り返しになりますけれども、質の高い議論ができるのではないかと思いますので、その点も研究してもらいたいと思います。

次に、市長に伺いますが、市長自身の見解として、昨年初めて市長は決算特別委員会に出ました。それは中松市長の時代の決算書を見ているわけです。今回初めて、4 月の全部ではないですけども、市長が当選されてから要は 5 月からの分ですから 1 カ月分足りないのですけれども、決算です。そういう意味で平成 26 年度の決算と、この 27 年度の決算を比較して、市長自身がどういう見解を持っているのか、認識を持っているのか、お伺いしたいと思います。

います。

○（財政）財政課長

本市の平成 27 年度当初予算につきましては、義務的経費や継続的な事務事業などを中心として編成した骨格予算でありましたが、予算編成に財源不足が生じることから財政調整基金の取り崩しを行った上での収支均衡予算でもありました。最終的には取り崩しを行わず、歳入では先ほど申し上げましたが、市税収入や地方消費税交付金が予算を上回ったこと、歳出では職員給与費、生活保護費などの扶助費のほか他会計の繰出金などに不用額が生じたことから約 19 億 2,200 万円の黒字となりました。

しかしながら、その純剰余金のほとんどが 28 年第 3 回定例会補正予算の財源対策として実質的に充てられるなど、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算を編成できない状況にあることや、財政調整基金を上回る他会計等からの借入残高があることなど、依然として本市の財政運営は厳しいことには変わりはないと感じております。今後、人口減少や少子高齢化への対応、老朽化施設の対応などが控えていることから、引き続き、真の財政再建に向けて取り組んでいかなければならないものと考えております。

○濱本委員

今、答弁されたことは、本来やはり市長が自分の認識として小樽市の財政をどう考えているかと、内容はそういう内容でもいいのですけれども、本来市長がやはり答えるべき話ではないのですか。もっと言うと、平成 27 年度の決算をやるのに、決算の出た段階で、やはり自分としては職員の皆さんが一生懸命いろいろなことをやってくれたおかげの一つの成果だという認識だ、それでいいのではないですか。市長、違いますか、どうですか。

○市長

先ほどの濱本委員の御質問は、平成 26 年度と 27 年度、それに伴う比較も含めて御質問であったのかなというふうに思っております。私自身、もちろん 26 年度の決算において、当然に市長の立場として決算特別委員会がありましたけれども、やはり 26 年度決算自体は私自身が携わっておりませんでしたので、恐縮ですけれども、私が就任後の 27 年度との比較というのは表現はしづらいです。ただ、私なりに……

（「そんなことじゃないって」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「そんな話じゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

先ほど比較をしてという御質問だったというふうに私は認識をしておりますので、ですからそれは私自身が比較をしてと、それに伴う認識というのは表現しづらいところがありますので、私自身は 27 年度自体はこのようにもちろん就任後に予算そのものは私自身がかわって組んだものではございませんけれども、しかしながら執行に伴って当然携わらせていただきましたので、それに伴う 27 年度の取り組んできたことに対しての考えとか思いとかということはあるかもしれませんが、それについてでもよろしいということであれば答弁をいたしますけれども。

（「いや、してください」と呼ぶ者あり）

○委員長

そういうことで答弁してください。

○市長

私自身、このたび平成 27 年度、最初の予算書を改めて拝見させていただき、このたび決算として出てきた中で、その予算における状況と決算というものがなかなかぴったりとは一致しない。いわゆる不用額が多く生まれたりとか、さらには執行の中で思ったとおりの効果であったりとか、そういうものを予算の中で想定したことと必ずしも一致しないこととかが起り得るのだなということは、改めて執行させていただいて感じたところでございます。

予算そのものは骨格予算とはいえ、かなり施策も含めて取り組ませていただいたところでございますけれども、実際にその当時に思いを持って取り組まれた内容を私が就任してから私なりに市役所職員とさまざまけんけんがく

がくさせていただいた中で、このたびの政策を実現させていただいた部分があるのかなと思っているところでございます。

私といたしましては、この決算はその過程を得た上での結果だと認識をしておりますので、27 年度の決算においては、先ほどの濱本委員のお言葉ではありませんけれども、その中でいろいろ私自身の思いや考えを職員がいろいろと組み込んで、その中でさらにその職務における効率化等を図った結果、このたびの決算の内容になったのではないかなと、私はそのように認識をしているところでございます。

○濱本委員

よくわからない話でしたけれども、市長も第 3 回定例会の市長の提案説明の中で決算について説明していますし、平成 27 年度において実施した主な事業についてということで説明もいただきました。この 27 年度において実施した主な事業の中で、いわゆる森井市長になってから手をつけ実施したものというのは、主なもので結構ですけども、どんなものがあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

小学校の ICT 教育促進なり小樽市総合戦略の策定などを行っております。

（「そんなもの最初からついてるやつでしょう」と呼ぶ者あり）

（「そんなの市長になってからじゃない」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

総合戦略は、森井市長になったから総合戦略をつくりましょうという話ではないでしょう。市長独自の、当選してから市長の公約を実現するための新規事業は、平成 27 年度で何があるのですかということをお聞きしているのですよ。市長提案の中には、結局前からずっと続いていて、もしくは土台ができていて、そしてそれが予算づけされて行われたみたいなものもいっぱい入っているわけですよ。そういうものではなくて、森井市長が就任してから 27 年度が終わるまで、いわゆることしの 3 月 31 日までに市長独自の政策実現のための事業みたいなものはあったのですかと聞いているのです。

○（財政）財政課長

新規事業としましては、市内で新規創業する方に対しての経費の一部を補助した創業支援事業費があるかと思えます。

（発言する者あり）

○濱本委員

子ども医療費の補助の話は、市長の公約で予算をつけたのではないですか。

（「それ今年度」と呼ぶ者あり）

ことしか。昨年のうちはできなかったということですね。

（「何もないでしょう、やっぱり」と呼ぶ者あり）

あえて言えば、昨年の中で市長独自のということになると参与の任用ぐらいかと、ある意味そうやって思うところもあるのですが、ここに書いてある中身で言えば、例えば街路防犯灯の LED 化は、もう市長の前の時代からの話ですし、それがいわゆる行われたということなのですね。だから、そういうことで本当に平成 27 年度にやはり市長自身が自分の政策を実現するための第 2 回定例会以降に補正を組んで何をしたというのは、ある意味、私は市長にいろいろな思いがあるのであれば、細かい数字は別ですよ、これをやった、あれをやったという答弁があってもいいのかなと思います。改めて市長どうですか、何か思いみたいなのがあって、これをやったみたいな話がありますか。

○市長

私といたしましても、やはり昨年というのは改選期でございますから、基本的には骨格予算だけが組まれて、そ

の後、就任後に政策予算を組むというのが本来であるというふうに私自身も認識をしていたところでございます。しかしながら、私、就任させていただいて、もちろん政策予算を組んでいきたいという思いがある中で、やはり財政の状況、大変厳しいということを就任後、いろいろと認識をさせていただいた点、また、さらには政策を具体化していくためにはやはり一定程度の時間がかかるという点、その点におきまして、第2回定例会後において余り大きな公約に伴う予算化というのは平成 27 年度においてはなかなか行い切れなかったなどは私自身も認識をしております。私は、そういう意味合いにおいては、28 年度の予算の中で、今、濱本委員からもお話のあったような医療費の負担軽減であったりとか、さまざまな予算を今回組ませていただいているところでございますけれども、そういう意味合いにおいては、27 年度はなかなかそういうところに手をつけられなかった難しい 1 年だなどという認識は私自身は持っているところでございます。

今後においても、改選期の難しさというのは例年あるのかなというふうには思いますけれども、骨格予算の組み方、さらには政策予算の組み方において、今後において、改選期における考え方、あり方というものは、私自身、就任して一つの課題として感じたところでございますので、次の機会には、そのあり方も含めて少し私なりに考えたいと思っているところでございます。

○濱本委員

普通、民間の会社では、やはり決算書を見て、いわゆる状況がどうだったのか、それからどうなのか、そういうものを判断していくわけですよ。それからいくと、今のこの決算のいろいろなものを見て、市長自身として小樽市の財政をどう捉えているのか。抽象的な厳しいとか何とかではなくて、言い方はいろいろありますけれども、例えば民間企業で言えばキャッシュフローが足りないだとか長期借入れが多いだとかと、いろいろ認識があるわけですが、市長自身として平成 27 年度の決算書を見て小樽市の財政をどう捉えているのか、その点についてはいかがですか。

○市長

私自身、改めて決算書や財政の概況を確認させていただいた中で感じているのは、数字的には回復傾向というのか健全化傾向に向かっているのではないかと見受けられる部分もあるのかなとは思っております。実際に 19 億円を超す黒字という形をとってはおりますし、また、財政力指数であったり経常収支も少し例年よりは改善傾向に向かっているとは思いますが、しかしながら実質 19 億円を超えた黒字額が、結果的に今年度の平成 28 年度の予算において、除排雪においての、今回の算定ですけれども、それを多く繰り入れなければならない状態であったりとか、さらには普通交付税が減っている状況、それは人口減における影響が大変大きい状況ではありますけれども、この状況も含めて目の当たりにし、今後における収支が今までと同じように収支均衡を保てるのかどうか、それは 27 年度の決算だけを見てではありませんけれども、非常に感じているところでございます。ですので、27 年度は職員の努力であったり市民の皆様の御協力によっていい結果になったという認識はありますけれども、これだけをもって市の財政の健全化にまだ至っていないというのが私の印象でございます。

○濱本委員

約 19 億円といっても、一般会計の予算規模からいったら 560 億円の 20 億円ですよ。パーセントで言ったら 4% もいかないぐらいの金額です。絶対値としての 20 億円は大きいですが、比率からいけば、そんな大きいものが残ったという状況ではないわけです、その点も踏まえて、あと半期、下期がありますので予算執行について、お金を残せということではないですよ、効率的な予算執行に努力をしてもらいたい。簡単に言えば、この平成 27 年度の決算を踏まえた上で、下期にそういう効率的な予算執行をしていただきたいということは要望しておきます。

◎参与の任用について

次に、参与の話聞きます。

8 月 9 日の総務常任委員会で参考人の方が 3 名出席されておりました。そのときの参考人の皆さんの発言の中で、

5月21日に市長から人事案を渡されたと。その人事案の中に参与の名前があったという発言がございましたが、市長、これは正確な発言ですか。

○市長

はい。私、参与の任用をしたいということをそのときにあわせて伝えたというところでございます。

(「いや、それ質問に答えていない」と呼ぶ者あり)

今、日付がたしか5月21日というお話しされていたかと思えますけれども、ごめんなさい、私は20日か21日かまでは正確には把握できていないところではございますけれども、人事の案を提出するときに参与のついで任用についてもあわせて伝えたというところでございます。

(「任用について、どういうふうに書いてあったか聞きたいのです。僕の質問に正確に答えてもらいたいですね。紙に書いてあったかということを知りたいのですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「渡した紙に書いてあったのか」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと正確に答えて」と呼ぶ者あり)

(「細切れで聞かない」と呼ぶ者あり)

(「総務部長聞かれてもわからないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「総務部長、そこにいなかったもの、わかるわけないでしょう。質問の解説してるのか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「紙に書いたあったわけではない。どちらか」と呼ぶ者あり)

その人事案の中に参与の名前があったかということでお聞きになられているかと思えますけれども、それについては載せて渡したというところでございます。

○濱本委員

本来、職員人事案の中にそんな参与の名前があること自体が、いかがなものかなと思います。

5月21日に参与の名前の入った人事案を出して、実際問題、参与の任用は6月9日の起案で6月10日に完了しているのですよね。何で5月21日から6月9日まで時間がかかったのですか。その人事案に載っているのに、起案までにこれだけ時間がかかっているのは何か理由あったのですか。

(発言する者あり)

(「いなかった総務部長がわかるのかい」と呼ぶ者あり)

○総務部長

当初、私が引き継いで聞いておりますのは、この当初の5月21日以降の部分で、第1弾の6月1日の異動がございまして、その段階で載せていただきたいということをお話を進めていたわけですが、ただ実際には1日に載ることはございませんでしたので、そういったことで第2弾の6月10日に向けてということで準備を進めたということでございます。

○濱本委員

いやいや、それだったら何か変ではないですか。だって、5月21日に市長が提示された人事案の中に参与の名前があったら、5月21日に起案をつくってもよかったのではないですか。それがつくられないで6月9日まで延びたというのは何らかの理由があったのではないですかということを知っているのですよ。

○総務部長

説明不足で申しわけございません。

当初、5月21日に案が入っていて、そこから6月1日に向けて載せたいということで市長の意向ございましたけ

れども、ただ実際には 1 日に載せるという形にならなかったものですから、それで第 2 弾の 6 月 10 日に合わせて載せたいということで、第 1 段階、第 2 段階というような形になったということでございます。

(「起案書いたの秘書課長なんだからね」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「決裁逆になるんだから」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「時間あるんだもん」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

何か結局、出だしから異様な部分があるわけですよ。いいですか。5 月 21 日に市長が提示した人事案を受け取った総務部長は、6 月 9 日の起案で判を押している総務部長ではないのですよ。ということは、言いかえれば、5 月末までにこの参与の任用のことにについて起案書に判を押さなければならない人たちではない人たちが 6 月 1 日以降に認めたということですよ。違いますか。そういうことではないのですか。

ある意味、6 月 1 日付で異動した人たちは、反対していたのではないですか。だから、起案もつくれなかった、任用もできなかった。それで、人事異動が行われて初めてそれが実現したという見方、成り立ちませんか。違いますか。

(「職員課長押していないじゃない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「変な話だよ」と呼ぶ者あり)

(「代決している理由、できないですよ」と呼ぶ者あり)

(「うん」と呼ぶ者あり)

(「言っている意味わかるでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

どなたがお答えになるのですか。

(「職員課長も押していないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「秘書課長押して、職員課長押していないだって」と呼ぶ者あり)

(「誰もわからないんだよ、ぐちゃぐちゃ異動させたから。ちゃんと答弁で引き継ぐって僕の質問にも言っていたでしょう。ちゃんと引き継いで答弁して」と呼ぶ者あり)

○総務部長

引き継ぐというお話、今ありましたけれども、この間、実はどういう雇い方をするかということについては、5 月 21 日、ここ市長は 20 日か 21 日はっきりしないというお話していますけれども、この 21 日あたりで案が出ていて、その中で、ではどういう雇い方をするかということは今回実際には嘱託員ということで雇っておりますけれども、まだそういった雇い方をするかどうかということも決まっておりましたので、そういったことについては細かいことの打ち合わせはついていなかったということで、1 日発令にはならなかったということでございます。

(発言する者あり)

○濱本委員

何かよくわからない話ですね。市長が提示した人事案に参与の名前が書かれていて、ただ私はこの人を雇いたいのだからどうにかしろと。

(「何かそういうふうにも聞こえるということですよ」と呼ぶ者あり)

そういうふうにししか聞こえないわけですよ。それをやるために後づけのいろいろな理屈をつけて、その後づけで

つけていく上に、いろいろ職員としてきちんと、簡単に言えば物を言った人たちが 6 月 1 日付でみんないなくなって違う人になって、それがようやく先に進んだという構図にしか見えないわけですよ。私の見方は、うがった見方ですか。違いますか。何か底意地の悪い見方ですか。

○総務部長

決してうがった見方ということではないと思いますけれども、ただ、お考えの一つということではあるかと思いますが、実際に今お話ししたとおり、どういった嘱託員であろうか、実際、正職員という形ではないかと思いますが、嘱託員というような雇い方であろうかどうかという雇い方の問題でございますので、それが 6 月 1 日の発令ということになりますと、結構日程的にも厳しい状況にございましたので、そういった中で 1 日発令には間に合っていないということでございます。

○濱本委員

要は、前例のないことを無理やりやったと。そのための後づけの理屈をつけるために、いろいろ苦労されたということだろうなというふうに私は思います。決算特別委員会ですから、ほかのこともありますので、この参与の、要は 6 月 10 日からことしの 3 月 31 日まで任用されていたわけですが、コストはどのぐらいかかったのですか。直接本人に支払われた分もそうだし、それから市として間接的な、会社で言えば福利厚生費だとか社会保険料の事業主負担分だとか、いろいろそういうものがありますけれども、そういうものを含めて中身をお知らせください。

○（総務）秘書課長

参与に支給した嘱託報酬の部分でございます。

まず、報酬額の決算額といたしましては 305 万 6,501 円でございます。これが報酬額の決算という形になってございます。ここから本人の手取り分といたしましては、社会保険料等個人負担分、源泉徴収税等を差し引きまして……

（「そんなこと聞いてないって」と呼ぶ者あり）

252 万 9,128 円。それから、経費の総額といたしましては、これに加えて社会保険料等の事業主負担分、こちらがございますので、こちらが 48 万 7,245 円でございます。これを合わせますと、総トータルでは 354 万 3,746 円とになってございます。これがコストの総トータルということになってございます。

○濱本委員

たしか流用でこの参与の報酬というのは対応したと思うのですね。嘱託員の社会保険料というのもきちんと予算項目で多分あるのだろうと思うのですけれども、当初の中には参与は入っていないわけですよ。社会保険料も流用したということですか。

○（総務）秘書課長

参与報酬の当初の流用の部分は、こちらの事業主報酬分も含めまして流用したという形でございます。

（「流用した」と呼ぶ者あり）

○財政部長

臨時職員と嘱託員の事業主負担につきましては、個別にはなくて総務の一般管理費に一括して予算計上してございますので、参与の任用に当たりましては、特段、既定の予算の中で対応しているところでございます。

（「何言ってるんだ」と呼ぶ者あり）

（「何言ってるかわからない」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「300 万円くらいを流用しておいて、じゃあ、これに入っていないということですか」と呼ぶ者あり）

(「何かよくわからない」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

何かよくわかりません。要は、予算としていわゆる嘱託員とかの社会保険料の事業主負担分は計上してあった。参与を任用したときに、当初には想定されていない部分ですよ。今、聞いたら、約 50 万円近くが事業主負担分であるということ。ということは、その社会保険の事業主負担分の予算の中で間に合ったのでしょうか。50 万円ぐらい出ているのだけれども、間に合ったということですか。

○財政部長

おっしゃるとおりで、社会保険料の予算につきましては、例えば産休代替で臨時職員が発生したとかそういったことで、もともと賃金自体に予備的な要素もひっくるめて予算計上していますので、当然それに見合った社会保険料についても、そういった予備的な人員の保険予算も計上しておりますので、その中で対応することができたということでございます。

○濱本委員

もう一つ、いわゆる交通費、通勤費というのか交通費というのは、これはこの今の言われた数字の中に含まれているのですか。

○(総務)秘書課長

嘱託員の交通費として 7 月以降発生してございますけれども、8,400 円、これを含んでございます。

○濱本委員

トータルで小樽市のお金が 354 万何がしか使われたわけですよ。これが本当に価値あるお金だったかなということなのです。我々は、少なくとも自民党も、全部の会派とは言いませんけれども、議会意思としては、そもそも参与が不要だという認識があった。さらに、その参与の任用に関する手続もおかしいのではないかという指摘をしていた。そして、昨年 3 月の第 3 回定例会で参与の設置のための条例だとか出ましたけれども、それも全部否決した。にもかかわらず、ずっと任用を続けていたわけですね。ある意味では議会意思を無視した市長の政策ですよ。それも三百何十万円もお金を使った。その成果たるや、以前にも出していただきましたけれども、何かわけのわからないと言っても過言ではないようなものでした。市長自身が今の時点で、この決算という状況を見て、この 354 万何がしかの支出について、本当にこの支出に見合った 120% の成果があったのか、この任用が正しかったのか、議会の意思に反して、その後、第 3 回定例会ですから 10 月以降も任用を続けたことに対しても、今もどう思っているのか。いかがですか。

○市長

その考えにつきましては今までも何度もお話ししておりますけれども、私は任用してよかったというふうに思っております。もともと本来であれば 4 年間を望んでいた中でしたけれども、議会議論のお話の中でさまざまな御指摘をいただき、結果的に 4 年間ではなくて、今年度の 3 月末日をもって離れていただいたというところでございますので、私自身としましては、議会議論を無視したというふうにも思っておりません。この任用を 6 月からさせていただき、3 月末までいらっしゃいましたけれども、その間、私自身も就任して初めての状況でございますから、特に除排雪の取り組みにおいては具体的に一つ一つ変えていきたいという思いもありましたので、それに伴うアドバイス等においては、大変非常に価値のあるものだというふうに思っておりますし、それに伴って、今まさに今年度も改めて予算を出していただき、昨日可決いただきましたけれども、次のステップに行っているのかなというふうに思っておりますので、現状のその政策の流れとかそういうことを鑑みましても、採用は私としては正解であったというふうに認識をしております。

○濱本委員

そういう答弁をされるだろうなということは十二分にわかっていましたけれども、昨年 3 月の第 3 回定例会のときの

議会意思、設置条例案が否決されたことを踏まえたときに議会意思を尊重してということには多分ならないのだろうなと思います。

今、市長の答弁を聞きながら、いつだったかわかりませんが、参与に委員会に出させていただいて、除雪の第 7 ステーションをつくる話、総合除雪に変わったときに参与がかかわっていなかったという事実が明らかになったにもかかわらず、市長はそういう認識でいましたみたいな、除雪のエキスパートです、制度設計をやっていないにもかかわらず、携わっていないにもかかわらず、携わっていたと思っていましたみたいな、そういう点から考えても私は、参与自身の小樽市に対する貢献というのは、ほとんどなかったのではないかなというふうに思います。にもかかわらずこういう 354 万 3,746 円出金したということは、ある意味では無駄遣いであったのではないかと、そんな思いもあります。

やはりお金を使うということはきちんとした理由があってお金を使わなければだめだし、使った以上は、きちんとした成果がなければだめですよ。それは自分が成果があると思うだけではなくて、客観的にこの場で言えば、議会も理事者の全ての皆さんも三百何十万円使って価値がありましたと、成果がありましたと、そういう共通の認識が持てなかったら無駄遣いを言わざるを得ないと思うのです。ここで名指しして、理事者の皆さんに、あなたどうですか、あなたどうですかというふうには聞きませんが、少なくとも議会の中では、もっと言えば少なくとも自民党の中では三百何十万円は無駄遣いだったという認識ですよ。私がそう考えていることに対して、市長、何か発言があればお聞きしますがいかがですか。

○市長

何度も繰り返になりますけれども、私自身はそうは思っておりません。実際に、私なりに除排雪において、最後、後段は特に除排雪に携わっていただきましたから、その例ばかりで恐縮ですが、私自身が除排雪のことにおいて公約を掲げさせていただいたところでも、それを一つ一つやはり実現していく中で、もちろん職員の皆様、お一人お一人にもその考え方を理解いただきながら政策に向けて取り組んでいくこと、それはもちろん怠らせずにやったところではありますが、やはり参与がいたからこそ動くことができたのかなというふうに思っております。実際に私が就任して以来、皆様からいろいろと御指摘等をいただいておりますが、市民の皆様からは、除排雪の取り組みにおいて、何か変わってきた、何か以前とは違う、やはりそのようにお答えをいろいろ市民の皆様からいただいているということは、やはり改善に向けて動き始めたということに対する反応であると私自身は認識しております。これが参与がない中で職員と一緒にやっていく中で、昨年行ったことが全てできたかどうかというのは、やはり私自身は難しかったのではないのかなという認識をしているところでございます。そのように、その変化の一番大事な第 1 弾の中でそのようにいろいろと経験されたことを、または現場の職員ともいろいろと政策を具体化していく中でもいろいろとアドバイスをいただいたのかなと思っておりますので、私自身は、このたびの任用に伴って、そのような大きな動きの一つに結びついたと思っておりますので、無駄だとは考えておりません。

○濱本委員

では、別な聞き方をしましょう。6 月から 3 月末日まで参与が勤務されていたと。当初、市長は、参与に政策全般のアドバイザーだと、公約実現のためのアドバイザーだというふうにおっしゃっていた。だんだん変質してきて除雪の話しかないのですが、当初たしか市長の答弁の中に、例えば自治基本条例のブラッシュアップのためとかというお話がありました。参与は、いたことによってというか、参与の仕事は市長として 120% 仕事をした、してくれた、また、仕事をして成果を残してくれた、そういう認識ですか。

○市長

いや、何度も答弁繰り返しますけれども、そういう認識です。

○濱本委員

改めます。最初、市長が、参与の任用に当たっていろいろなことをおっしゃっていました。しかしながら、実際できたものは除雪に関する話だけであって、ほかのものは大したものはありませんでした。我々からすれば、除雪はずっと市はやっていることで、そのエキスパートは職員の皆さんにたくさんいらっしゃいますよ。除雪から外れて何年もたった人をわざわざ連れてきて、アドバイザーということには多分ならないのだろうなという認識は議会の中では共有されているものだというふうに私は思っています。

最後に聞きます。

参与の報酬支出の中で毎月の給料がありますけれども、12月に年末加給金というのは払われたのですか。

○（総務）秘書課長

12月、年末加給金は支給されております。

○濱本委員

年末加給金を支払う根拠は何ですか。

○（総務）職員課長

加給金ということで、報酬の後払い的なものということで、要綱で定めて嘱託員の方には支給しているというものでございます。

○濱本委員

嘱託員で、いわゆる1年間で、その前の年も前の年も何の勤務実績もない人にこういうものをぼんと払うというのは違和感を感じます。

参与の話は、また改めてあすの総務・経済所管日なり最終日なりにお話をさせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

○委員長

公明党に移します。

○齊藤委員

◎参与報酬の流用について

今も参与についてのお話がいろいろありましたが、私も参与について伺います。参与の報酬が流用で措置されたということから、流用についてまず伺いたいと思います。

一般論として伺いますけれども、直近3年の年度ごとの流用額合計の推移をお示しいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

各年度の流用額の推移でございますが、平成25年度は約2億6,600万円、26年度は約3億2,100万円、27年度は約5億1,300万円となっております。

○齊藤委員

これは多少ばらつきがありますけれども、平成27年度が急にふえたように思われますが、何か理由はあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

平成27年度は、教育・保育給付費負担金で1保育所が認定保育所となったための流用や、除排雪関係経費のダンブ経費の流用とかで流用額がふえている形になっております。

○齊藤委員

この程度の増減、2 億 6,600 万円から 5 億 1,300 万円程度の増減というものは、比較的普通にあるものですか。

○（財政）財政課長

その年、額ということではなくて、件数的には平成 25 年度については 719 件ということで、平成 27 年度は 587 件と件数は減っているのですが、1 件当たりの流用する額が大きいものがあったということが原因ではないかなと考えております。

○齊藤委員

今、言われてしまいましたけれども、直近 3 年の流用の件数、もう一回お願いします。

○（財政）財政課長

件数でございますが、平成 25 年度は 719 件、26 年度は 670 件、27 年度は 587 件となっております。

○齊藤委員

それで、直近 3 年なのですけれども、主な流用とその要因ということで、主なものをお示しいただきたい。

○（財政）財政課長

平成 25 年度は、市債元金償還金で、過去に利率変動で借り入れた市債の元利償還について、利率が下がったことで利子は下がり償還元金がふえたための流用や、25 年度に開設した学校給食センターの燃料費が見込みよりも増となるため流用したものです。

26 年度は、各種予防接種費で第 3 回定例会議決前に入札を実施するための流用や保育単価改定に伴い、市立保育所運営費負担金が見込みよりも増となるため流用したものでございます。

27 年度は、インフルエンザ等の流行に伴う乳幼児医療扶助費の増や、潮見台シャンツェ整備を進めるに当たり、測量や設計委託が必要となったため、工事請負費から委託料へ流用したものでございます。

それから、先ほど流用の総額と件数についてお答えしましたけれども、訂正させていただきたいと思いますが、先ほど申した金額につきましては、実際の流用ということではなく、例えば事業費の名称が変わったことによって、その予算を移すためのものも流用の手続に従って行っておりますので、実際の流用額という形には含まれないものでございますので、実際の流用ということになりますと、25 年度は約 1 億 3,300 円、26 年度は約 1 億 8,200 万円、27 年度は約 1 億 9,900 万円となっております、件数につきましては、25 年度は 542 件、26 年度は 519 件、27 年度は 442 件ということになっております。

○齊藤委員

直近 3 年程度において、報酬または人件費に係る流用の例があれば、その要因、なければ、ない理由をお願いします。

○（財政）財政課長

嘱託報酬額の改定や通勤費の増、または委員報酬が通常であれば予算としては 1 回程度の予算しか見ておりませんが、その開催回数が増をしたことなどにより、毎年のように報酬などの流用はあります。

そのほかには、平成 27 年度は市立保育所において臨時保育士が集まらないため、臨時保育士は賃金で払っておりますが、嘱託員のパート保育士というのは報酬で支払うこととなります。そういうことによって流用したということがあります。

○齊藤委員

それでは、款項目節の款と項の間で原則的に流用が禁止されているという理由についてお示しいただきたいと思っております。

○（財政）財政課長

議会の重要な権限の一つに予算の議決というものがあります。地方自治法第 216 条で歳出予算では、「その目的

に従ってこれを款項に区分しなければならない」とあり、また、同法第 220 条第 2 項では「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない」という規定があることから、議決科目である款項の間においては、原則流用できないものと考えております。

○齊藤委員

ただし、例外規定なのですけれども、各項の間において、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば流用が可能となると、この例外措置が許されることの制度の趣旨をお示しいただきたいと思っております。

○(財政) 財政課長

地方自治法施行規則の様式の例としまして、「各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用」とあり、多くの自治体がこれを規定しております。地方自治法上の規定により「歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない」とあるように、大きな目的の款内においては、予算の執行上必要がある場合には流用を認めようという趣旨だと考えております。

○齊藤委員

特に人事異動などで流用が必要になる人件費などで定められると一般的には言われていますが、本市においてこのような流用が行われた例はあるのでしょうか。

○(財政) 財政課長

本市においては、各款に人件費を計上しておりませんので、職員給与費という款を設けて人件費を計上しているところでございますので、項間の流用は予算で定めてはおりません。

○齊藤委員

目節間の流用が禁じられていない理由についてお示してください。

○(財政) 財政課長

歳出予算の款項が議会の議決の対象とされ、それらの流用を禁止した規定がありますが、執行科目と言われる目節には別段流用を制限した規定を置かれていないことから、目節の流用は市長の権限としております。

○齊藤委員

ただ、ここからが本題なのですけれども、目節間の流用も全く無制約に許されているわけではないということとして、その理由として三つお示ししたいと思うのですが、一つ目が目節間であっても、その流用を無制約に許せば、議会に与えられた予算議決権を一部空洞化することになるということは、款項の部分で言われたこととつながりますけれども、目節においても無制約に許せば、議会の予算議決権を空洞化する可能性があるのではないかとということなのですが、これについてはどう思われますか。

○(財政) 財政課長

目節の流用であっても全ての流用が認められるとは考えておりませんので、そのとおりで考えております。

○齊藤委員

次に、議会による予算統制を定めた地方自治法の趣旨に反する、この点についてはどうでしょうか。

○(財政) 財政課長

先ほど同様、そのとおりで考えております。

○齊藤委員

もう一点なのですが、普通地方公共団体の長が当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行するための手続を定めた趣旨にも反すると、この点についてはいかがでしょうか。

○(財政) 財政課長

今の執行手続に関する規定でございますが、目節が項の内容になっていることから流用が認められない場合もあ

るかと考えております。

○齊藤委員

したがって、目節間の流用も無制約に許されるわけではないと。場合によってはしてはならないという場合があるということは認められますか。

○（財政）財政課長

無制約に認められるものではないものがある場合もあると考えております。

○齊藤委員

次の質問ですけれども、普通地方公共団体の長が、その議会が当該事業の実施を否定して予算から削除した事業の費途に充てることを目的として、予算流用の方法を用いてする予算執行は違法であり、また、そのための財務会計行為も同様に違法との判断が判例等であります。この点について承知しているかどうか。

○（財政）財政課長

承知しております。

○齊藤委員

それでは、この判断についてどのように考えますか。

○（財政）財政課長

議会が否決した費途には流用はできないものと認識しておりますし、先ほどの議決権の一部空洞化や議会の予算統制の点からも判断については妥当なものと考えております。

○齊藤委員

それでは、平成 27 年第 3 回定例会に提案された小樽市一般会計補正予算のうち 27 年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの参与の嘱託員報酬 113 万円と及び 10 月 1 日以降に委嘱される予定だった非常勤の参与の翌年 28 年 3 月 31 日までの報酬 170 万 8,000 円は、減額修正をして可決されました。明確に議会が否定した事業の実施を目的とする予算の流用は、目節間といえども違法ではないかと考えますが、いかがですか。

○（総務）秘書課長

議会が否決した費途、これに対して新たに流用の措置を行うことは適切ではないというふうに考えてございます。

○齊藤委員

新たに流用するのはだめだけれども、もともと流用したのはいいという話ですか。

（笑声）

（「そんな話になるわけないだろう」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

このたびといいますか、昨年度第 3 回定例会の補正の部分に関しましては、新たな参与の委嘱の提案ということとさせていただきます。その中で、これが否決をされたということが議会の意思でございます。ただ、6 月に決裁がおりている 3 月末までの流用は、これとは別に新たにという形ではございませんので、適法なものであったというふうに考えてございます。

（「だめと思ったから」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

全くの詭弁ですよ。第 3 回定例会で減額された補正予算というのは、既に支出されたものであっても、議会によって否定されたそのものは、参与の任用という事業、それ全体が否定されたわけですよ。その否定された事業に対してなされた流用及び報酬の支払いという予算執行は違法ではないのですか。

○総務部長

秘書課長からお答えしましたがけれども、もうまさに昨年、議会で否決された後に、我々がまた新たに否決された

のにもかかわらずさらに流用しようとしたということであれば、おっしゃるとおり、それは違法かなというふうに思います。ですけれども、我々がやってきたのは6月時点で流用の手続を翌年の3月末まで手続しておりますので、そこについては否決されたということは、秘書課長言いましたけれども、新たな制度については確かに否決されておりますけれども、ただ、既に適法に3月末までの流用をしているわけですから、これについては違法ということにはならないというふうに考えております。

(「適法じゃないって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○齊藤委員

いや、否定したのは、その以降の、10月以降のところを否定したわけではないのですよ。

(「その前から」と呼ぶ者あり)

(「その前からなんだよ」と呼ぶ者あり)

6月10日から9月30日の分の予算も否決されているのですよ、9月25日に。

もう一点なのですが、さらに10月1日以降、今、主に6月10日から9月30日という話をしていましたけれども、さらに10月10日以降は嘱託員としての参与の任用という事業は、9月25日の議決によってその事業の実施そのものが、議会が議決したのはその事業そのものなのです。その事業そのものの実施を否定されたにもかかわらず、議会の議決をあえて回避して6月9日の起案による流用によって措置された今までの予算の執行が違法に継続をされたということはないですか。

○総務部長

繰り返しになるかもしれませんが、あくまでも昨年否決されたということにつきましては、改めて予算づけをして新たな制度で条例改正もして、それで新たな制度で任用しようとしたわけですが、そのことにつきましては、確かに否決されておりますので議会意思ということで当然受けとめなければいけないということだと思いますけれども、それは先ほども言いましたとおり、もともと6月時点できちんと予算の手当てもして、これは流用という手続ではございますけれども、そういった手続をしていて、それで新たな制度については否決されましたので、当然その制度ではやっていけませんから、ですからその中で今まで既に適法に流用の手続をされている嘱託員という制度でそのまま任用されたということでございます。ですから、決してそういった意味では違法ということではないということと考えております。

(発言する者あり)

○齊藤委員

6月10日から9月30日の部分も議会意思として、きちんと金額が出ていますよ、101万3,000円、参与の嘱託報酬。議会は6月10日から9月30日の分についても減額して可決をしたのです。だから、議会意思ははっきり示されているのです、この部分もだめだよ。その部分も議決によって否定されているにもかかわらず、あえて議会の議決を回避して免れて流用をして、こそくな手段ですよ、はっきり言って。そういうこそくなことをやって流用して、こそそとためたお金、まだ残っているからこれからも任用を続けようと、そんなこそくな話ありますか。それを3月31日まで続けてしまった。9月25日に議会意思ははっきり出ているのですよ。だめだと言われているものをそのまま次の年の3月31日まで任用を続けるとは何事ですか、これ。議회를ばかにするのも、もういいかげんにしてくれという話ですよ。全く違法です。許されません。

(「ちゃんと調べてから答弁してください」と呼ぶ者あり)

議決によって否定されているのです。それでも流用した部分は残っていると、残っているから使えばいいのだと、そんなばかな話ないですよ。それは間違いだと言っているのです。増額補正して新たに提案したその時点で、そのもともとあった部分は消されるべきものです。流用した予算が秘書課に残っているからといって、これをそのま

ま続けて執行すればいいのだと、そんな話ないのですよ。それは議会によって否定された事業だから実施することはできないと、その予算も執行することは違法であるから流用元に戻すか、あるいは不用額として残すか、どちらかですよ。そのまま執行したら違法ですよ、本当に。

(「整理して話してくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「整理しないと無理だ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○総務部長

先ほど来お話ししているとおおり、新たな制度がもし可決されていれば、その中でついた予算から今までいわゆる流用したところに予算から戻すといったような手続をするというのは役所の中で通常行われている手続ですので、そういった形になったかなと思いますけれども、残念ながら否決されておりますので、流用のほうに戻すということはできませんでした。ですけれども、恐らく委員も御承知だと思いますけれども、先ほど来お話ししているとおおり、一度否決されて、そこで改めて実際に流用しようとしたケースは他都市であるようですけれども、これについては違法だというような判断が出ているようです。ですけれども、今回のケースはそうではなくて、先ほど来お話ししているとおおり当初から流用という手続で3月末まで予定していたということと、それからさらには、確かに議会意思は尊重しなければいけないと思いますけれども、それは参考にした上で、それでもなおかつ……

(「参考じゃないんだよ」と呼ぶ者あり)

いや、参考といいますか……

(「参考」と呼ぶ者あり)

受け入れた…

(「参考ではないよ、議会意思は。」と呼ぶ者あり)

受け入れた上でです。

(「議決だよ」と呼ぶ者あり)

ええ、わかります。ですから……

(「わかりますじゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「参考なんていう話じゃないでしょう」呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

ですから、新たな制度については否決されているわけですから、ですから新たな制度については否決されていまずけれども……

(「前も減額してるんだよ」と呼ぶ者あり)

はい。それは考慮に入れた上で……

(「考慮してないでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

市長がさらに任用が必要だということで……

(「違法です」と呼ぶ者あり)

適法な流用の手続がなされている中で任用したということでございます。

(発言する者あり)

○齊藤委員

だから、6月9日に起案して流用した。それは、いろいろな不備がある、手続上、問題があった。けれども、その時点では流用は成り立ったのですよ。だけれども、9月25日に議会が議会意思をはっきり示して、この事業はダメですよと否定された後もそのままその不正、不正というか、その過去の流用をそのまま使い続けるというのは、

これは違法ですよ。議会意思に真っ向、反するのですよ。議会意思は後の部分だけ否定したのであったらまだわかる。だけれども、その前の分も、6月10日から9月30日の分も議会意思としてはっきり否定しているのですよ。そうしたら実施できないはずですよ。その事業を実施し、予算を執行するというのは違法ですよ、これは。

(「議会意思と議決事項をちょっと間違えてるんじゃないか」と呼ぶ者あり)

○総務部長

済みません。何度も繰り返しになって申しわけないですけれども、新たな制度として提案したものが否決されたというふうに捉えておりますので、ですから今までの制度が否定されたということではなくて、新たに第2回定例会で議員の皆さんからいろいろお話があったことを考慮に入れた上で新たな制度を提案させていただいて、その上でその制度が否決されたと捉えておりますので、ですから当然新たな条例を改正して予算をつけてというようなことは否決されておりますけれども、当初から流用の手続をしたものが、全てそこが否決されてだめになったということではありませんので、ですからそれが違法だということにはならないというふうに考えてございます。

○齊藤委員

10月10日以降の新しい制度は否決されたけれども、その前のは否決されていないというのほうですよ。減額されているのですから。議会意思は、その部分もだめだよといって6月10日から9月30日までの113万円、これも減額されているのです、同じく。ですから、これもだめだという議会意思は示されているのですよ。それを何でその議会意思に反する予算の執行が適法だというのですか。

○総務部長

否決されたということは、もう何度もお話ししていて申しわけないのですが、否決されたのは、その……

(「否決はしていないよ」と呼ぶ者あり)

ええ。予算づけと……

(「減額して可決したのだから」と呼ぶ者あり)

ええ。ですから、その……

(「その減額というところに議会の意思があるでしょう」と呼ぶ者あり)

済みません。答弁させていただいてよろしいですか。

あくまでも新しい制度として条例改正をして、さらに予算づけをしてということで、さらについた予算を今までの流用のところに戻そうというような考えございましたけれども、それが否決になったので、当然予算はありませんから戻せませんし、ですけれども、今、委員がおっしゃっているのは、否決されたら、その先のものも全て……

(「いや、否決じゃなくて否定と言っているの」と呼ぶ者あり)

全てなくなったというか、否決されたことによって、その先はもう……

(「否決でないって。否定と言ってるんだわ」と呼ぶ者あり)

流用が生きていないというお話しされていると思うのですけれども、そういうことではないというふうに考えてございます。

○齊藤委員

言葉間違わないで、私、否決したなんて言っていないですよ。

(「いやいや、予算が」と呼ぶ者あり)

予算は、減額して可決したのです。減額修正して可決したのです、議会は。その減額修正したということは、10月1日以降も減額したけれども、6月1日から9月30日までの分も同じく減額されているのです。だから、否定したのは10月1日以降だけではないですよ。9月30日以前の分についても、議会は明確に減額という形で議会の意思を示したのです。これはだめですよと議会の意思が明確に出ているものを予算執行したら違法ではないですかと言っているのです。

○総務部長

ですから、お話ししているのは、戻す予算は当然否決されていますので戻すことはできないのですが、流用というまで否定されたということではございませんので、ですから減額されたという部分については、当然予算を計上するときに予算を戻そうとしておりますので、そういうことは上げておりますけれども、ただ、それが減額可決されたということで、結果的には流用でいかざるを得ない状態になっているということでございます。

○斉藤委員

流用でいかざるを得ないかが問題ではなくて、9月25日の議会意思、それは補正予算を減額して可決したという議会の意思によって、その事業はだめですよ、前も後もだめですよという議会の意思があらわされたのです。その議会が明確に否定した事業を10月1日以降、極論すれば9月26日以降、その予算を執行することは、予算の執行もいろいろな財務、会計行為も違法だと、違法になるのですよ。議会意思に反するのですよ。

○総務部長

参与を実際に10月以降、任用していることについては、先ほどもお話ししましたが、任命権者である市長が議会のそういった意思もしんしゃくした上で任用したということでございますので、任用については違法ということではないということによろしいかと思えます。

それからまた、予算の手当てにつきましては、先ほど来お話ししているとおり流用が否定されたということではございませんので……

(「流用が否定されたとかではないよ」と呼ぶ者あり)

ええ。いや、それで……

(「事業全体が、そういう任用をするという事業が否定された」と呼ぶ者あり)

(「委員長、このやりとりだと」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんとしたほうがいい。委員長、頼むわ」と呼ぶ者あり)

いずれにしても、流用手続は6月当初にきちんとされておまして年度末まで生きておりますので、それについては違法ではないということであくまでも考えてございます。

○斉藤委員

9月25日の第3回定例会の議会意思が示された以降の予算執行は違法だと考えます。

(「委員長、ちゃんと整理してください」と呼ぶ者あり)

○総務部長

もう堂々めぐりになっているような状況になっておりますけれども、何回もお話ししますけれども、決して我々が当初した流用の手続が実際に議会でそういった減額の手続があつて、それ以降、改めて何か起こしたということではございませんので、他都市のような例とは違いますし、当初から適法な手続をして、それで3月末まで続いておりますので、ですからそれについては決して違法なことではないというのはよくわかることだと思います。

○斉藤委員

何回も言わせないでいただきたいのですが、9月25日に議会意思が示された以降の、その否定された事業の実施に対する予算の執行は違法です。

周りを固めたいと思いますけれども、9月30日時点で当初6月9日に流用が起案されて措置された予算の残額は幾らあったのか。その時点で事業を実施できないと、その予算の執行は違法なわけですから、その時点で執行を停止して、その部分はもう不用額にすべき話だったのではないですか。残額は幾らあったのですか。

○(総務)秘書課長

流用された予算の残額でございますけれども、225万6,321円、こういう額でございました。

○齊藤委員

この 225 万 6,321 円は、もう執行できないお金なわけですから、これはこの時点で使えないということだと思います。

それからもう一点、10 月 1 日以降に執行された額は幾らになるか。その額がまさに違法に執行された金額ということになりますけれども、10 月 1 日以降、執行された額は幾らですか。

○（総務）秘書課長

10 月 1 日以降に執行された額でございますけれども、222 万 7,435 円でございます。

○齊藤委員

要するに 222 万 7,435 円ですか、この額がまさに違法執行された、小樽市の財政にとってもう消すことのできない汚点になる 222 万 7,435 円ですよ。こんな違法な支出を小樽市がしてしまった。とんでもない話ですよ。直接参与ではなくて、嘱託員の報酬という事業の増額修正と、総務部長は先ほどからいろいろな言い方をしていますけれども、中身は参与の報酬なのです。その参与の報酬に充てられる増額補正が補正額から減額して議決されたのです。その時点で、その事業の実施は議会意思によって明確に否定されたのです。否定されたのは、嘱託員としての参与の任用という事業そのものが否定されたのです。いつからいつまでとか前の分はいいのだとか後の部分はいいのだとか、そんなことではないのですよ、それが議会の意思です。それを 9 月 30 日までの嘱託員報酬だとか、10 月 1 日以降だとか規定されていないのだとか、まやかしのいろいろなことをおっしゃっていますけれども、全くとんでもない話です。議会意思は明確なのです。

こういうことについては、決算の認定、不認定ということだけにとどまらず、市長の行政上の責任、市長の責任は重大ですよ。市長は、どのようにこの責任をとられるお考えですか。

○総務部長

議会意思ということで先ほど来お話がございましたけれども、先ほどもお話ししましたとおり、やはり人事と申しますか、人の任用という観点で言いますと、市長が任命権者で任用する権利を持っているという中では、一定の当然予算措置というのも必要ですけれども、そういった中で任用したということでございますので、違法でもございませぬし、市長の責任というふうにもならないと考えてございます。

○齊藤委員

8 月 9 日の総務常任委員会で参考人として出席された当時の総務部長は論外だとおっしゃいましたよ。人事の権限というのは市長にあるのだと、それはわかると。その人事の権限は、合法、適法に公平・公正に行使されて、初めて権限なのです。違法に、恣意的に、わがまま勝手に使っていい権限ではないのですよ。許さないですよ、こんなこと。市長きちんと発言してください、答弁してください。

○市長

今、総務部長がおっしゃるとおりだと思っていますので、私は責任が発生していないと、私もそのように思っています。

（「責任、発生していないということないでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 48 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。
共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎平和事業について

それでは、平和事業について質問いたします。

決算説明書の 15 ページの中でも平和事業関係経費ということで出されて 100 万 2,000 円、戦後 70 周年ということで従前よりも拡大されて出されているというわけでありませう。

ここで何点かお聞きしますが、そもそもこの小樽における平和事業を実施する目的について御説明を願いたいと思います。

○（総務）総務課長

平和事業の目的でございますけれども、核兵器のない平和な世界の実現を目指しまして、戦禍の記憶が薄れつつある中、平和事業を通じて戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくということが目的でございます。

○酒井（隆裕）委員

今回、平和事業として 6 点、事務執行状況説明書の中で説明されているわけでありませうけれども、このうち映画上映会、図書館と共催で行われているということでありませうが、この概要について御説明願えますか。

○（総務）総務課長

映画上映会でございますけれども、今、委員おっしゃったとおり図書館と共催して実施しておりますが、これは核兵器に限定せず、戦争と平和について関心を高めることを念頭に置きまして、図書館で所蔵している作品を上映してございます。子供向けの映画、それから大人向けの映画ということで上映してございます。

○酒井（隆裕）委員

児童・生徒向けと一般向けとに分けてやられているということでありませうけれども、この映画を選定する要件とございますか、それについて説明願えますか。

○（総務）総務課長

まず、子供向けの映画でございますけれども、図書館で持っています平和教材の中から子供たちの理解しやすいものということで選んでいるということでございます。

また、大人向けなわけですが、毎年いろいろな角度から選んでいるということなのですが、たまたま平成 27 年度については、物語として小説、映画等で特攻隊が取り上げられている機会が多かったということで、やはりそれらの物語、小説ということでございましたけれども、ドキュメンタリーを上映することで戦争の悲惨さ、若者たちの無念さというものをそこで示したいということで選定したということで伺っております。

○酒井（隆裕）委員

今後においても、適切に選定をしていただきたいと思います。

そこで、こうした平和事業の映画上映会、毎年参加数が出ているわけなわけですが、PRなどはどのように行っているのでしょうか。

○（総務）総務課長

PR ですが、まず広報おたる、それから公式ホームページでお知らせしておりますし、また、図書館と共催でございますので、図書館だより、それから図書館のホームページにも掲載してございます。

○酒井（隆裕）委員

次に、ポスター展について伺いたいと思います。今回、原爆ポスター展と平和首長会議原爆ポスター展という形

でそれぞれ出されているわけでありませけれども、この場所なのですが、毎年同じところでやられているということもありまして、例えば大型ショッピングセンターでありますとか、それ以外の場所も含めて、今後において、さらにこういったものを広めていくという観点で、そういった場所の選定などを行う考えはないのかどうか伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

まず、今、長崎屋の中の公共プラザと、それから市役所の渡り廊下の 2 カ所でやってございますけれども、平成 22 年度から駅前第 2 ビルで実施しております。その前は写真展ということでスタートしまして、市役所の市民ホールですとか運河プラザというところでもやっておりました。それで他の会場ということでございますけれども、実は実施時期と経費というところが課題になっておりまして、やはり原爆投下、終戦記念日の前に実施しております。この場所も毎年やっているものですから、今とっておいてもらっているのですけれども、そういったほかの会場で無料でそういった場所を 1 週間ほどキープできるかどうかということもございまして、そういった対応が、今と同じところで対応が可能かどうか、また施設等にも聞いてみたいとは思っております。

○酒井（隆裕）委員

次に、核兵器禁止条約、署名活動がポスター展及び映画上映会、あわせて実施されたということでもありますけれども、その中身について御説明をお願いします。

○（総務）総務課長

今、委員からお話がありましたとおり、平和首長会議原爆ポスター展、それから「核兵器禁止条約」署名活動ということでやってございますけれども、ポスターパネルを掲示しているところの下に署名コーナーを設けて書いていただいていると。それから、映画上映会につきましては、私どもついておりますので、お声がけをして書いていただいているというものでございます。

○酒井（隆裕）委員

次に、こうした署名活動なんかも今回の場所に限らず設置箇所をふやしていくということを私は可能な限り行うべきではないかと思っておりますけれども、そういったことについて検討する考えはあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

管理上の問題がない限りはやっていきたいと思っておりますので、もう少し工夫してみたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

最後に、長崎市派遣事業についてでありますけれども、今回は 70 周年ということもあって大きく行われたということでもあります。小樽青年会議所の皆さんが主催されて、小樽市は共催という形でやっておられたということでもあります。こうしたことも、ぜひ今後においても大きく進めていただきたいというふうに思うのですけれども、現時点での決算年度でのお考えをお示してください。

○（総務）総務課長

青年会議所との共催ということでやってございますけれども、青年会議所でも戦後の周年に合わせて事業化してやっていると。前回は平成 17 年にやっておりました。ただ、大勢の子供たちを引き連れていくと、保護者から預かっていくということで、17 年は広島市に行っておりますけれども、暑いところに行きますので、アレルギーの対策といいますか、食事の管理も含めて体調管理が非常に難しいと。それから、地理的知識も乏しいということで非常に大変だということでお話は聞いております。ただ、市としましては、恒久平和に向けまして意識の向上、それから郷土愛の育みとして大変効果があると認識しておりますので、JC からお話があれば積極的に対応してまいりたいということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

運営上、予算上に幾つかの問題があったと言われていることはわかります。ただ、そうはいつでも、非常にこう

した目的というものは大事なことでもありますので、市としても、今後、青年会議所等ともよくよく話し合っていていただきまして、こうした平和事業について進めていただきたいなと思います。

○小貫委員

◎公衆トイレについて

最初に、公衆トイレということで、まず平成 27 年度の公衆トイレと言われる数を示してください。

○（生活環境）管理課長

市が所管しますトイレは担当部署が複数ございますが、生活環境部で公衆トイレの清掃の契約を一括で行っておりますので、私から答弁させていただきますが、箇所数は 97 カ所でございます。

○小貫委員

それで、そのうち冬の間、あいている数というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

冬期間も利用できる公衆トイレにつきましては、港町にあります観光船乗り場の付近に 1 カ所、それから浅草橋街園の札幌側に 1 カ所、それから運河の散策路に 2 カ所、それから図書館付近に 1 カ所の計 5 カ所でございます。

○小貫委員

5 カ所ということで、92 カ所は冬閉じたままということなのですから、冬の間、閉鎖する主な理由について説明してください。

○（生活環境）管理課長

冬期間利用するためには、どうしても水の関係がありまして、凍結防止のために不凍給水栓というものを設置する必要があると思っております。

○小貫委員

そうすると、今の説明だと、閉鎖しているものの全てが水道管の関係で閉鎖しているということによろしいのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

全ての公衆トイレで先ほど言いました不凍給水栓の設置について、全ての確認はできていないのですけれども、そのトイレを所管する担当課から聞いたところ、現在、冬期間閉鎖しているトイレというのは設備的な構造的な問題というよりも、トイレを設置した目的、それに照らして冬期間閉鎖していると聞いてございます。

○小貫委員

そうすると、その設置した目的で閉じている数と不凍給水栓の関係で閉じている数というのは具体的にわかるのですか。

○（生活環境）管理課長

冬に開設するための不凍給水栓の実際の設置の有無、先ほど全体で 97 カ所と答弁したのですけれども、担当課がいろいろ複数にわたっておりまして、全てが、ここのトイレは設置しているかどうかというのは現在のところはまだ把握はできておりません。

○小貫委員

把握はできていないということなのですから、全部ではなくても、例えば冬、閉じているところでも不凍給水栓があるというところは、数ではなくてあるかないかでいいのですが、あるのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

私から全般的に答弁させていただいているのですけれども、所管が分かれていて、そもそも冬、トイレを開設するために不凍給水栓を設置しているかどうかというのはトイレを設置したときに冬を想定しているかどうかで変わ

るという部分が出てくると思いますので、今、冬場閉鎖していて不凍給水栓を設置しているところがあるかどうかというのは、こちらでは把握できておりません。

○小貫委員

そうしたら、別の課で公園緑地課とか教育委員会とかは押さえているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

ただいまの御質問ですけれども、公園緑地課で管理しているトイレにつきましては、基本、不凍給水栓の設備はつけてございません。

（「教育というのはないのですか」と呼ぶ者あり）

○（教育）教育総務課長

今、生活環境部に委託を一括してお願いしている部分は、桜ヶ丘球場の中にあるトイレ2カ所ですので、厳密に言うと公衆トイレではございませんので、桜ヶ丘球場がやっていないときには閉鎖するのが常でございます。

○小貫委員

それで、きっかけとなったのは、図書館脇の公衆トイレが9月末で閉鎖と、相当古かったのはわかっているのですけれども、この理由と平成 27 年度の維持費について説明してください。

○（生活環境）管理課長

図書館の付近にあります公衆トイレの件ですけれども、そのトイレは昭和 48 年の設置でございまして、40 年以上が経過しておりまして、かなり老朽化が著しくて故障した際にも修理する部品がないというような状況がありまして、修繕では対応ができなくなったため閉鎖するというにいたしましたものでございます。

また、維持費につきましては、年間で約 30 万円程度かかってございます。

○小貫委員

それで、ここをよくタクシードライバーが使っていたわけですけれども、今後どういう対応をしていくのか説明してください。

○（生活環境）管理課長

タクシードライバーの方が多く利用していたということは把握しておりますが、図書館脇のトイレにつきましては、周辺に公共施設もございまして、その施設を利用させていただくか、先ほど冬期間開設しているトイレもございまして、そちらを利用させていただきたいと考えてございます。

○小貫委員

その公共施設というのは具体的にどこを指すのですか。

○（生活環境）管理課長

周辺の公共施設で言いますと、最寄りとしては図書館という形になりますが、市役所だとか総合福祉センターなども、あと水道局ですか、その辺が周辺の公共施設になると思います。

○小貫委員

しかし、図書館に入るにしても駐車場が困りますよね、タクシードライバーの場合。それで、かわりにどこかあけられないかという質問をしようかと思ったのですけれども、先ほど公園緑地課に聞いたら、公園は不凍給水栓をつけていないという答弁が返ってきてしまいまして、別のトイレをどこか新たにあげる、この付近、当初はグリーンロードをあけたらどうかという質問をしようかと思ったのですが、多分あけても凍ってしまうということだと思うので、何か代替策をやはり考えられないのかどうか、その辺いかがですか。

○（生活環境）管理課長

代替案ということでございますけれども、先ほどから公衆トイレという言い方をしておりますが、基本的にはその場所なり設備、先ほど公園の話がありましたが、そういった場所を利用する方の利便性のためにトイレを設置し

ているという状況があると思います。その中で、公園の話をしてあれですけども、結局、公園利用者のためにそのトイレを設置しているということだと思いますので、その公園が閉鎖されれば同時にトイレも閉鎖になるというような状況で、純粋に公衆トイレということになりますと、どうしても運河の周辺のトイレにならざるを得ないというか、ですので、ほかの所管しているところに冬場かわりに開設してくださいという話もなかなか難しいのかなというふうに思っています。

○小貫委員

それで、今この間のやりとりの中でも、やはりトイレを所管するのが複数あって把握し切れていないみたいな話もありましたけれども、今後こういう公衆トイレということで一本化して維持・管理を進めるということは考えていないのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

清掃につきましては冒頭で答弁しましたけれども、生活環境部で一括で契約をしております。それで、トイレについては、市民の皆様からも便器を洋式化してほしいなど、さまざまな意見をいただいております。現在、それらの意見を反映させることができないかということを中心に検討しているところなのですが、公衆トイレを新たに設置するかしらないか、それからまた、どういうふうにその整備していくかというのは、それぞれの場所を所管する担当課が判断する必要があるというふうに思っておりますので、現在のところ担当課を一本化にするということは考えてございません。

○小貫委員

担当課が判断するという事なので、今後、それぞれの施設が更新されるときがあると思いますので、今後の課題として押さえておいていただければと思います。

◎実質単年度収支の黒字要因について

それで、財政についてということで、先ほど濱本委員も中心部分を質問していただきましたけれども、やはり今年度何でここまで黒字が出たのかというのがいまいまいちぱっとわからないというところで、実質単年度収支 17 億 4,400 万円、この理由についてわかるように説明してください。

○（財政）財政課長

実質単年度収支でございますが、実質単年度収支といいますのは、まず実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものが単年度収支ということになりまして、それが約 14 億 2,200 万円となっております。それから財政調整基金への積み立てや取り崩しなどを考慮したものが実質単年度収支ということになります。要するに、これは積み立てや取り崩しを行わなかったらどうなのかということなのでございますが、平成 27 年度の場合は 3 億 2,200 万円の積み立てがありますので、先ほどの 14 億 2,200 万円に 3 億円を加算しますと約 17 億 4,400 万円という形になります。

○小貫委員

済みません、質問の趣旨がうまく伝わらなくて。実質単年度収支の説明ではなくて、何でこの額が生まれたのかというところを聞きたかったのです。

○（財政）財政課長

この話をすると、もともとの実質収支のところの説明をしなくてはいけなくなるかと思うのですが、基本的に実質収支の計算をするときには一般財源ベースで考えることにはなりますが、まず歳入において予算より多いか少ないか、そして歳出については一般財源ベースで不用額がふえたか減ったかということになります。平成 26 年度と比べますと、歳入では財政調整基金を繰り入れなかった、予算上には見ていたのですけれども、実質的には入れなかったということで、マイナス 4 億 7,100 万円という形の予算から見たら減となっております。それに比べて 27 年度は、市民税や地方消費税交付金が予算よりふえたことにより 5 億 6,300 万円ほどの増となっておりますので、26 年度から比べますと、歳入のところだけで、もう 10 億 3,000 万円ほど増となっております。そして、支出なのです

が、事業費ベースで言いますと、26 年度から 27 年度については 1 億 2,000 万円ほど減にはなっているのですが、一般財源ベースで考えますと、26 年度は 9 億 7,100 万円であって、27 年度については 13 億 6,000 万円ほどになっております。そこで 3 億 8,000 万円ほどふえている形になっておりまして、その両方を足した結果が、この実質収支で言いますと 19 億 2,200 万円ふえたという形になっております。

○小貫委員

それで、平成 26 年度と比べると歳入歳出はそうなのでしょうけれども、決して近年の数字を見ていて、歳入とか歳出がそんなに違いがあるかと思ったら、昨年度、26 年度は歳出決算というのはすごく例年と比べて低かったわけですね。だから、それがなぜことしは、昨年度と比べて多く出るといえるのはわかるのですけれども、例年と比べて何で多く出たのかというのがわからなかったのですけれども。

○（財政）財政課長

先ほども申したのですが、歳入では、例年に比べて予算よりも市税や地方消費税がふえたということと、支出の部分で 3 億円ほどふえた主な理由としましては、生活保護の扶助費の部分が一般財源ベースでふえたということが挙げられるかと思えます。

○小貫委員

審査意見書を見ると、歳入が入った状況については市税、地方消費税と、歳出では職員給与費、生活保護費、他会計の繰出金で不用額を生じたということなのですからけれども、他会計への繰出金という不用額なのですから、ここ 5 カ年、どのぐらいなのか説明してください。

○（財政）財政課長

繰出金の特別会計、企業会計全体で申し上げますが、平成 23 年度は約 5 億 3,200 万円、24 年度は約 1 億 8,000 万円、25 年度は約 1 億 5,300 万円、26 年度は約 1 億 8,100 万円、27 年度は約 1 億 4,700 円となっております。

○小貫委員

歳出の項目で挙げられている不用額なのですからけれども、大体例年どおりかなと感じているのですが、これがなぜ不用額との関係で実質単年度収支で言えば 13 億円ふえたのかというところが、そこは不用額とは余り関係ないという判断なのですか。

○（財政）財政課長

不用額が関係ないというよりも、事業費ベースの不用額ではなく、一般財源の不用額が影響しているということでございます。

○小貫委員

それで、これが何で他会計の繰出金が、この審査意見書がわざわざ出てきたかというところが不思議だったのですよ。土木費や教育費でも不用額は出ているわけですからけれども、この他会計への繰出金といった項目を持ち出した理由について説明してください。

○監査委員事務局次長

小樽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書の 2 ページの決算総括という欄で、一般会計の不用額について、他会計への繰出金を上げたことの原因についてということでございますが、歳出における不用額の大きなものとして、ここでも触れておりますが、生活保護費が約 2 億 6,700 万円、それと職員給与費が 1 億 6,400 万円ということになります。そして、今、言われた他会計への繰出金ということで大きくりにしておりますが、これは特別会計と企業会計を合わせたもので、ここでの不用額は約 1 億 4,600 万円ということとなっております。

御質問にありました土木費とか教育費といった、いわゆる歳出の款別でなぜ語らないのか、分析しないのかということなのですからけれども、区分についてはいろいろあるとは思いますが、それと他会計への繰出金と言ってしまうと、いろいろな会計がありますので、各事業会計の性質によって繰り出す要因という必要性というのも少し違

ってくるというのは認識をしているのですが、ここでは額的なことと、あと繰出金というカテゴリーとといいますか、くくりで言いますと、性質別の分析というのがもう一つ款別とか用途によって分けるといふものとまた別にありまして、繰出金というのは性質別分析の 1 項目として挙げられているということもありますので、今年度の不用額の主なものとしてくって出したと、記載をしたということでございます。

○小貫委員

繰出金が、今言ったように、それぞれの会計によって出す理由というのは違うわけで、それを一くりにしてまとめたら不用額はそれなりの額になるのでそれが理由ですというのもまた少し変な話だし、どこを見ても繰出金でまとめて出した数字はないのです。今聞いてやっと繰出金の不用額というのはこれですというのが出てくるのであって、その辺はわかりやすくしていただきたいという意見だけ述べさせていただきますけれども、それで今回のこの決算状況なのですが、一つ不可解なのは、そういったところで不用額とかという点でいけば、やはり除雪費が結構大きかったと思うのですけれども、この部分というのは余りこういうところで触れなかったのですが、それは財政課なのかどうかかわからないのですけれども、この辺は大きかったのではないですか。どうでしょうか。

○（財政）財政課長

特に触れなかった理由はございません。

○小貫委員

ただ、先ほど他会計への繰出金が 1 億 4,600 万円とかと言っていましたけれども、審査意見書の 42 ページによれば除排雪関係経費 4 億 5,500 万円ということで前年度よりもやはり少ないということなので、一定、今回の財政の上で縮減になったのではないかと私は思ったのですけれども、そうは考えてはいなかったということでしょうか。実際の市民要望を削ったとかという話ではなくて、財政という面からいったら、今回黒字の一つの要因になったと考えていいのでしょうか。

○（財政）財政課長

除雪費につきましては、特定財源とかありまして、一般財源ベースで申しますと 5,600 万円ほど不用額となっておりますので、その部分については寄与したものというふうに考えております。

（「不用額ではなくて前年度比較」と呼ぶ者あり）

○財政部長

要するに黒字が発生するというのは、あくまでも予算に対して歳入がどれだけふえたですとか、あと歳出で使う予定であった一般財源がどれだけ減ったか、そういったことが積み重なって黒字というふうな形になります。平成 26 年度の除雪費については 17 億円ほどになってございますけれども、それはそれで財源手当てをした中でそういう決算になってございますし、今回は 12 億数千円というのは、また 12 億円なりの財源手当てをした中で執行されたということで、要するに前年度に比べて減ったからそれが黒字になったかという、またそれは少し違う視点になるということで御理解いただきたいと思えます。

○小貫委員

今の財政状況をどう見るかという話の流れの中で、例えば今年度の歳入歳出の状況が特別なことなのか、もう恒常的にこういうことなのか、その辺の見込みはどうなのでしょう。

○（財政）財政課長

先ほども申しましたように、歳入の状況や歳出の状況が年度によって異なることもありますので、これが特異な例ということではなくて、その年度によってやはりそれぞれ状況は異なるのかなというふうには考えております。

○小貫委員

年度によって異なるのはわかるのですけれども、今回 19 億円というお金が出たわけですね。それがばらつきはあるにしても、今後もこのままの財政運営をやると、財政調整基金も繰り入れず黒字になるという見込みなのです。

かということはどうなのでしょう。

○（財政）財政課長

今後の財政状況といいますか、その収入の状況と、先ほどもお話ししたのですけれども、歳入については予算から見てふえたかふえなかったかということで余剰金が出ている形でございますので、今後において収支の見込みをきちんと立てた中で予算の補正なりをきちんとやっていきながら行っていく形になるかと思えます。

○小貫委員

何か答えになっていないような気がするのですけれども、どうでしょうか。

○財政部長

先ほども言いましたように、黒字が出るか出ないかという部分については、予算で見た歳入よりもどういうふう
に増減したか、それと実際にその他の財源で手当てされたことによって一般財源の使う必要性がなくなった。そう
いったことがトータルの黒字の要素となります。平成 27 年度で申しますと、まず税ですとか地方消費税交付金、
これらが最終的に見込んでいた予算よりも両方合わせると 5 億円くらい一般財源がふえた、これが一つ大きな要素
になってございます。

それともう一つは、先ほど歳出で不用額の話が出ていますけれども、例えば幾ら不用額が出て、建設工事とか
ですと、当然それに合わせて国庫補助金ですとか市債ですとか、そういった財源も不用額が出て、あわせてそれ
に伴って歳入が減ります。ですから、この部分については、それほど収支には影響ない部分でございますけれど
も、一つ今回特徴的なお話しさせていただきますと、生活保護費で 3 億円ほど不用額が出ていると申しますが、3
億円減っても生活保護の場合は 4 分の 3 が国庫負担金です。ですから、実際に不用額に伴って黒字の要素が発生す
るのは 4 分の 1 相当くらいなのです。ところが、この生活保護費に関して言いますと、国からの負担金というのが
概算払いということで、大体このくらいになるだろうということで各市町村に配分されて決算を迎えます。26 年度
の生活保護の概算払いで、実は国からの負担金が 2 億 2,000 万円ほど不足してございました。それが 27 年度に、本
来 26 年度に入るべき歳入が 27 年度に入ってきた、こういったことも黒字の要素になってございます。

また逆に、では生活保護、今年度の概算払いでどうだったかということ、逆に 6,600 万円ほど余計に入ってきて
いるのです。これは本来 27 年度で入らない予定だったもの、入るべきでないものが 27 年度で入ってきてしまった。
これは昨日議決いただきました第 3 回定例会の補正予算で、28 年度に返していかなければならない。こういった本
来入らなくてもいいものが入ってきたり入ってこなかったり、そういったことも今回の差額の黒字が生じた原因に
なっているということで御理解いただきたいと思えます。その上で、では次年度以降どうなのかといいますと、例
えば地方消費税交付金につきましては、これはいよいよ今年度から通年化してございますので、そういったものに
合わせて予算も組んでございます。

また一方では、地方交付税、これも昨日議決いただきましたけれども、予算よりも 4 億円ほど減っているとい
うふうな状況でございますので、そういった各年度の歳入の状況を見ながら、今後、予算を編成していく部分になる
ということで御理解いただきたいと思えます。

○小貫委員

私が聞きたかったのは、今回の決算の内容が、今、財政部長がおっしゃったようにいろいろな特別な要素があっ
て今回の結果なのかということと、もしくはそうではないのだとしたら、今年度以降も財政調整基金を入れずに決
算を迎えられるような見込みなのかということ、それが質問だったのですけれども。

○財政部長

特別な要素だったのかという部分は何か私、今いろいろ答弁したように思っているのですけれども、いろいろ例
えば地方消費税交付金が平成 26 年 4 月から増税になったことによる交付金が通年化したとか……

（「特別な状況だったのですよね、ことしは」と呼ぶ者あり）

そういったこともございます。

それと、あと 28 年度以降になりますとどうかということになりますと、御承知のとおり今回も除雪費の補正予算を計上したところ、最終的には財政調整基金を取り崩さなければ収支均衡を図れなかったというふうな状況になってございますので、これは今後もそういうふうなことを見込んでいかなければならないかと思っております。

○小貫委員

◎真の財政再建について

先ほど濱本委員への答弁では、やはり財政再建にはまだ至っていないのだという答弁があったと思うのですが、それで今まだ市長は 2 年目ですけれども、財政再建というのは、市の財政がどうなって財政再建を果たしたというふうに認識しているのか、ゴール地点はどう捉えているのですか。

○（財政）財政課長

財政再建というのは、歳入でもって歳出を組める予算の状態になるのが本来の財政再建という形になるかと考えております。

（「それ、今までの答弁と違うんじゃないかい、大丈夫」と呼ぶ者あり）

○（財政）財政課長

今までは、やはり何らかの財源対策、財政調整基金などを繰り入れて予算編成を行っている状態でございますので、繰り入れることなく本来の歳入でもってその 1 年間の支出を組める状態になるのが財政再建になっている状態だと思っております。

○小貫委員

今までそれに合わせて、まだ他会計と基金への償還があと 37 億 5,000 万円ぐらい残っているわけですから、それも果たさないと真の財政再建にならないというような答弁だったような記憶があるのですが、それは変わったのですか。

○（財政）財政課長

申しわけないです。それも含めてまだ多額の基金等の借入れがあるということで、先ほど濱本委員に答えましたけれども、多額の借入金が財政調整基金以上にあるということもありますので、それらを解消した上でということになります。

○小貫委員

平成 16 年度に職員給与を独自削減したとき、累積赤字が決算で 11 億 8,000 万円、基金からの借入れが 13 億 5,000 万円で合計 25 億 3,000 万円というところでした。ところが、今、基金と他会計からの借入残高がまだ 37 億 5,000 万円残っているというところで、私もこの財政状況というところでは、まだ好転とは言えないだろうと認識はしているのですが、問題は、真の財政再建は、私は、今、課長が言ったところでおしまいではなくて、三位一体改革のときに数々の市民サービスをやはり削ってきたわけですね。だから、そこを復元することが欠かせないと思うのですが、そのことについて見解はどうでしょうか。

○（財政）財政課長

三位一体で削られたことが市民の皆さんに御迷惑かけたことは事実でございます。現在においては、必要な支出といえますか、そういったものをきちんと支出できるような体制になることが必要なことだとも考えております。

○小貫委員

◎市税の状況について

市税について、今回、市税が大きく入ったということで、市税が予算を上回った理由について代表質問でも答えているのですが、もう一度整理してお答えください。

○（財政）市民税課長

川畑議員の代表質問にて御答弁させていただきましたが、個人市民税につきましては、納税義務者数が毎年減少する中でも給与や年金などの特別徴収義務者の割合は増加していることや、納税課においてグループ制を導入し、納期内納付と滞納処分の強化などの市税収納向上対策を図ったことにより、各税目において収入率が予算見込みよりも向上したことによるものであります。

○小貫委員

個人市民税の特別徴収の割合がふえたということなのですから、具体的に数字でお答えください。

○（財政）市民税課長

個人市民税の特別徴収につきましては、年金特徴と給与特徴がございます。どちらも収入率につきましては、ほぼ 100%となっております。これらの特別徴収が個人市民税においては、全体の約 75.3%を占めており、前年度と比較しまして約 0.4%、その割合は増加しております。

○小貫委員

それで、納期内納付の促進ということも挙げられていましたけれども、現年度に力を入れてきたということが、昨年、私もこの決算特別委員会の中で質問をしてそういう答弁だったのですが、現年度分の市税の収入未済額の推移について平成 24 年度以降どうなっているのか説明してください。

○（財政）納税課長

平成 24 年度以降の収入未済額についてお答えいたします。100 万円単位でお答えさせていただきます。24 年度につきましては 6 億 9,300 万円、25 年度につきましては 6 億 5,100 万円、26 年度につきましては 5 億 5,200 万円、27 年度につきましては 4 億 9,100 万円となっております。

○小貫委員

同じ期間で不納欠損はどうなっているか説明してください。

○（財政）納税課長

同じく 100 万円単位でお答えさせていただきます。平成 24 年度につきましては 9,000 万円、25 年度につきましては 8,300 万円、26 年度につきましては大口の案件がありまして 5 億 4,100 万円、27 年度につきましては 5,900 万円となっております。

○小貫委員

未済額も不納欠損も減ってきているというのが、この間の経過だと思います。

もう一つ、滞納処分の強化ということを言っていましたけれども、個人市民税の滞納繰越分調定額の推移について説明してください。

○（財政）納税課長

平成 24 年度につきましては 3 億 7,400 万円、25 年度が 3 億 4,600 万円、26 年度が 3 億 200 万円、27 年度が 2 億 4,000 万円と推移しております。

○小貫委員

そして、個人市民税の滞納繰越分の収入未済額と収入率の推移も説明してください。

○（財政）納税課長

まず、収入未済額についてお答えいたします。まず、平成 24 年度が 2 億 3,600 万円、25 年度が 2 億 300 万円、26 年度が 1 億 6,500 万円、27 年度が 1 億 1,000 万円となっております。

収入率につきましては、24 年度が 30.7%、25 年度が 33.4%、26 年度が 40.7%、27 年度が 50.2%となっております。

○小貫委員

収入率はふえているということなのですが、固定資産税の滞納繰越分の収入未済額の推移と収入率の推移も説明してください。

○（財政）納税課長

同じく、収入未済額からお答えいたします。平成 24 年度が 30 億 6,900 万円、25 年度が 33 億 1,200 万円、26 年度が 31 億 7,600 万円、27 年度が 33 億 5,600 万円となっております。

収入率につきましては、24 年度 4.6%、25 年度 5.2%、26 年度 4.2%、27 年度 5.1%となっております。

○小貫委員

今、滞納繰越分ですけれども、個人市民税は収入率で 20%近く上がっているのですが、固定資産税は横ばいとなっているのですが、この理由は何なのか。

○（財政）納税課長

市民税につきましては、前年の収入に対し課税されるものであるため、基本的には収入のない人には課税されないのですが、固定資産税につきましては、収入の有無にかかわらず資産を保有していることにより課税される税であること、また、所有する不動産によっては税額が非常に高額になることなどから、市民税などと比較してなかなか収入率が上がりにくいものと考えてございます。

○小貫委員

それにしても、滞納繰越分で収入未済額が平成 24 年からふえていっているわけですよね。こういった実情からも、少しアンバランスかなというところだと思います。

それで問題は、滞納している人の中で、やはり収入の少ない人、先ほどありましたけれども、こういう生活状況をどう押さえてどのように対応しているのか説明してください。

○（財政）納税課長

私たち徴税吏員には財産の調査権というのがございまして、まず、滞納になった方の財産や収入状況につきましては適宜調査して把握に努めております。

また、納税相談の中でも、仕事をやめたですとか病気になったですとか納められない理由というのを聴取する中では、収入状況や生活実態を確認しておりまして、場合によっては納付を猶予したり、滞納処分の執行停止という手続をとるなどをしております。

○小貫委員

滞納処分の執行停止というお話でしたけれども、執行停止した人というのは基本的に恐らく生活保護に流れていくということでしょうか。

○（財政）納税課長

必ずしも生活保護を受けているかどうかだけの判断ではございませんけれども、例えば個人で言えば、生活保護の基準以下の収入しかないですとか、あと法人の場合はまた別でして、法人が破産してしまったですとか、いろいろな場合において執行停止という手続をとるものでございます。

○小貫委員

今、執行停止の手続をとるのは、生活保護基準以下の場合だということでおっしゃいましたけれども、でも生活保護は受けていないということでしょうか。

○（財政）納税課長

当然、生活保護を受給されている方も執行停止の対象にはなりませんし、では反対に生活保護を受給していなければならないかというそうではなくて、あくまでも私たちの財産調査の中で担税力がないということが確認された場合には執行停止の手続をとるということになってございます。

○小貫委員

それで、グループ制の導入というところで、職員の人数というのは増加されているのでしょうか。

○（財政）納税課長

グループ制導入前後の平成 23 年度と 24 年度の職員数ですけれども、係員を 1 名減としまして、その分主査職を 1 名増としておりますが、トータルの職員数は変わってございません。

○小貫委員

私たち日本共産党は、納税を進める上でも、滞納対策を進める上でも、きちんとやはり納税者の暮らしの状況を踏まえて丁寧な対応を求めてきたのが、この間のところですよ。今、聞いた数字からも滞納の減少に結びつけていて非常に努力しているというのはわかることなわけですけれども、やはり 1 人当たりには大分時間かかる方もいますし、滞納対策強化を進めるというのであれば、やはり人員の増加というところも必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（財政）納税課長

職員数の増員につきましては、現在、グループ制の導入効果といたしまして年々滞納者数も減少しているところがございます、担当者 1 人当たりの持ち件数という考え方で言いますと減少傾向にございますことから、基本的には現在の職員数の中で、引き続き、きめ細かな対応なども含めて心がけて進めてまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

民進党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎人口減少下における水道事業運営について

それでは、人口減少と水道事業決算の推移について、まずお聞きしたいと思います。

第 3 回定例会の予算特別委員会において、我が党の面野議員が人口減少が進む中、今後、水道事業を維持していくための考え方について質問をしております。それに対して水道局では、人口の減少に合わせて、既に施設の規模縮小に取り組んでいるなど、経営効率の努力をされている旨の答弁をされています。そういった取り組みはもちろん理解するのですが、私の感覚としては、年間約 2,000 人も人口が減少している現状で、それだけでは今後も事業を継続していくことはとても大変なのではないかと感じているわけでありまして。

それで、今回、決算の傾向からこの問題を検証させていただきたいのですが、初めにお伺いします。水道事業の根幹となる収入である給水収益、いわゆる水道料金の収入ですけれども、この 5 年間どのように推移してきていますか。そして、大まかなまとめた傾向もお示しください。

○（水道）総務課長

給水収益の 5 年間の推移とその傾向についてですが、まず各年度の収入額についてお答えいたします。なお、金額は万単位で税抜きとなっております。平成 23 年度が 25 億 3,634 万円、24 年度が 25 億 1,384 万円、25 年度が 24 億 5,506 万円、26 年度が 24 億 360 万円、27 年度が 23 億 7,468 万円となっております。

また、大まかな傾向ということですが、5 年前の 23 年度に対する 27 年度の収入につきましては、金額で 1 億 6,166 万円、割合にして約 6.4%の減となっております。

○中村（誠吾）委員

約 1 億 6,000 万円も水道料金の収入は減っているわけでありまして。プロではないのでわからないところもあるの

ですけれども、企業会計ですので経営全般を見るには収入だけではいけないのだと思います。それで、損益収支の状況についてお聞きしたいと思っています。同じく過去 5 年間で示してほしいのですけれども、いわゆる黒字、赤字の状況についてはどうなっていますか。

○(水道)総務課長

損益収支の 5 年間の推移についてですが、これも万単位で申し上げますと、平成 23 年度が 3 億 3,042 万円の黒字、24 年度が 4 億 9,671 万円の黒字、25 年度が 4 億 2,254 万円の黒字、26 年度につきましては、会計制度の変更があった影響で 4,556 万円の赤字、27 年度が 4 億 1,381 万円の黒字となっております。

○中村(誠吾)委員

会計制度の変更があったことは質問できないのですけれども、おおむね 4 億円程度の黒字が続いているのですよね。それで、私の記憶では、10 年ほど前に比べて黒字額が大きくなっているように調べたら見えるのですが、大変不思議なのです、企業収益、水道料金収益、人口も減っているのに。この主な原因は何なのでしょうか。

○(水道)総務課長

以前に比べまして水道事業会計の黒字額がふえている理由とのことですが、委員がおっしゃった 10 年ほど前の状況では、平成 17 年度で申し上げますと 4,566 万円の黒字、18 年度につきましては 1 億 2,445 万円の黒字であったことに比べますと確かに近年ふえております。

主な要因といたしましては、給水収益につきましては、先ほど申し上げましたとおり減少が続いている状況なのですが、支出につきましては、17 年度から 21 年度にかけて行いました高金利の企業債を低利なものに借りかえるといったこと、それから近年、長期金利が大きく下がっているということにより企業債の支払い利息が下がることが挙げられます。また、業務委託を推進することや、当時なかった再任用職員の採用などにより人件費が下がっていることなど、大きくはこの二つが挙げられようかと思えます。

○中村(誠吾)委員

損益収支のからくりがわかりました。

それで、会計を表面的に見ると黒字が続いています。それで、良好な運営に見るべきなのか、見えますよね。それで、ある意味で、先ほど来、小樽市の決算の黒字であることについて各会派からも質問が出ているのですが、不思議だなという気がしていて、企業会計でも私、わからなくなっているのですけれども、大変失礼な言い方かもしれませんが、今の水道局の説明を聞くと、私に言わせれば、たまたま金利が下がったということなどに助けられた結果で、今後も安心できるという状態ではないだろうと、状態は減っているのだから、給水人口は。もっと失礼かもしれないけれども、言うなれば、じり貧の状態なのではないかという気がしております。

それで、予算特別委員会でもこれも我が党の面野議員が言いましたが、水道事業は人口が減っても給水する面積を減らせるものではないですから、事業を維持継続していかなければならないと。そのためには、ずばっと言うけれども、料金改定も考えていかなければならない。

それで、一定市民サービスを維持していくために今後どのように取り組んでいく考えなのか、また、大変重要なことを言ったのですが、料金についてはどのような見通しでいらっしゃるのかお答えいただきたいと思っています。

○(水道)総務課長

水道事業に関する今後の取り組みと料金の見通しについてであります。当面の重要な取り組みといたしましては、上下水道のあるべき姿と目指す方向性を示した現在の小樽市上下水道ビジョンが平成 30 年度までの計画期間となっておりますので、31 年度からの 10 年間を示す新たなビジョンの策定に取り組んでいくというのが大きな取り組みでございます。その策定の中で維持管理費ですとか、あるいは投資の見通しなどの支出、それから料金による収入、そういった長期的な収支のバランスを見きわめながら、安定的で持続的な事業運営を行っているように検討してまいりたいと考えております。

お尋ねのございました料金につきましては、現行のビジョンの計画期間であります 30 年度までは改定せずに行える見通しとなっておりますので、その後につきましては、料金体系のあり方も含め、次期ビジョンの策定の中で検討してまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

料金体系においては改定せずに行える見通しというところと、議会の会派の一部からは変えるべきではないのかという議論も出ていますので、ただ、ここは決算特別委員会ですので質問はいたしません。

それで、これは私の意見で質問ではないのですけれども、水道局の取り組みの方向はわかりましたというか、今度の改訂ビジョンがあるということは取り組みもわかったのですが、当たり前のことなのですから、人口が減っても面積は減りませんし、いきなり蘭島、ここはもう要らないといって水道をとめるわけにはいきませんからね。そうすると、安全で安心な水を安定的に供給していくことが水道事業の絶対の使命であるということを考えてときに、過去の傾向だけを模倣してきても分析してもいけないと思いますので、まずともかく先ほどおっしゃったビジョンの策定に当たって、先を見通せるものをこの 3 年間でしっかりつくっていただきたい、随時示していただきたいと思っています。それで水道事業を安定的に続けていただきたいと思ひますし、それとチェックもあります。今後しっかりとどういうふうになってきているのですかという進行管理も今後、お聞きしていくことになろうかと思ひます。いずれにしても実効性のある計画となるよう水道局として取り組んでいただきたいと思ひますが、今これ意見と言いましたけれども、水道局長、もし御意見あったらお願いします。

○水道局長

今、委員がおっしゃったとおり、今、料金収入は年々減少してきております。水道局としましては、施設の統廃合とか給水量に合わせた施設の縮小だとか規模の縮小だとかについて取り組んでおります。ただ、いずれにしましても、水道だとか下水道だとかの事業は装置産業といひますか、まず設備投資をして、そしてそれを後から回収するというような、そういうような事業で、人口がどんどん減少しているということは、つくった施設が過大になっていくという、そういうような非常に厳しい時代になっているのだらうと思ひます。その中で長期的な収支のバランスを考えてやっていかなければなりませんし、施設の健全性といひますか、それを守るためには投資もしていかなければならないと、そしてそれに見合った収入も必要だということで、先ほど言ひましたように収支のバランスを考えることが経営の安定にもつながりますし、そこら辺をしっかりとした計画を今後は立てていきたいなというように考えております。

○中村（誠吾）委員

◎市営住宅家賃の収納率等について

次に、実はこれずっと予算特別委員会から聞いてきているのですけれども、市営住宅の家賃の収納率等について現状をお示しいただきたいのですが、いろいろな経済状況の中で、私は市営住宅の必要性、今後の計画もしっかり打っていただきたいということも言ひますので、その根幹ともなりますけれども、市営住宅の家賃について過去 5 年間で結構ですから、収納率は上がっているのか下がっているのか、まずお答えいただけますか。

○（建設）越智主幹

市営住宅の収納率についてですけれども、この 5 年間で現年度と過年度分も合わせた収納率ということで見ますと、95%と 94%の間で推移してございまして、おおむね横ばいということになっております。

○中村（誠吾）委員

端的に聞きますけれども、この収納率 95%から 94%という数値、この収納率が管理戸数、入ってきたお金も含めて適正なのかどうかかわからないので、ほかの道内主要都市も含めてこの数字の意味をお答えください。

○（建設）越智主幹

率についてですけれども、ほかの都市の状況ということでございますけれども、過去 5 年間の道内の主な都市の

平均ということで先ほど申し上げた率で見ますと、平均で見ると 91.7%という形になっております。それで、これは高いところ、低いところいろいろあるのですけれども、低いところが全体のレベルを下げているというところもあるのですけれども、では小樽でそれがどれぐらいの位置になるのかということになると、大体真ん中辺ぐらいになっているというふうに認識しております。

それで、どれぐらいの率が適正なのかということになると、これはやはり高いほうがいいとは思っているのですけれども、特別悪くもよくもない。むしろ、どちらかという若干高目のほうということで、今、推移しておりますので、この水準をできるだけ維持していきたいなというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

今の数字は素直にまず受け取っておきたいと思います。頑張れという、100%目指されるといろいろ不都合も出てきますので、それはそれとして。

次に、この家賃の収納率について、不納欠損がどうしても出てきます。それで、この不納欠損について、これも過去 5 年間でいいのですけれども、これも言葉の使い方が難しいので累積、減少という言い方はできないと思うので、一番多いときと少ないときの数値をお示してください。

○（建設）越智主幹

住宅収納の不納欠損でございますけれども、一番少なかったのが平成 26 年度で額でいくと 6 万 2,000 円ほど、多かったのが 27 年度で約 72 万円ほどということになっております。

○中村（誠吾）委員

それぐらいの数字なのですか。それぐらいの数字と言ったら申しわけないのだけれども、千万、百万の単位ではないのですね。

ただ金額の多寡ではなくて、どのような対策をして処理をされていますか。

○（建設）越智主幹

不納欠損は、本当に出さないほうがいいに決まっている話ではあるので、住宅としては長期の家賃の未納者をまづつぐらないということが一番大事ではないかと考えております。それで、ほかの税とかと同じだとは思いますが、未納が発生した初期段階からいろいろ文書ですとか電話による催告を行っておりますし、あと臨戸訪問等も行っております。また、特に新たに未納になった方、これが一番大事だと思っておりますので、その原因の把握に努めまして必要に応じた対応、住宅については家賃の減免制度もございますので、状況等を聞きながら、そういったことも含めた対応をとっているということでございます。

○中村（誠吾）委員

引き続き、とれる処置をきちんととりながら一方的にならないように対策を進めていただきたいと思ひますし、それはお願いしておきたいと思ひます。

もう一つ、この話をするとどうしても聞かなければならないことがあって、市営住宅の基準があるものですから、高額所得入居者への対応についてはどのようにされていますか。

○（建設）越智主幹

これも公営住宅法に高額所得者についての要件等が定められておきまして、本市におきましては、平成 26 年度にそういう高額収入がある方についての明け渡し事務の要綱をつくっておりますし、その要綱に基づきまして収入の多い方、その基準を超えた方につきましては明け渡しの催告等の文書を送付するとともに、市役所においていただいて実際に面談して、どういう状況なのかという、そういった事情等、皆さんいろいろあるのですけれども、そういったものをお聞きする。そういった形で収入が一定以上あると、なかなかずっと住み続けることが難しいのだという説明等をしまして御理解をいただくということもやっておりますし、余りそれがこれからも継続して続くようでしたら、やはりこれはもう計画的に将来的に退去ということを考えていただかなければならなくなるとい

うことも含めて御説明して事務を進めているところでございます。

○中村（誠吾）委員

最後になりますけれども、今おっしゃったのはルールとしてわかりますが、居住権の問題もありますので非常に難しい判断がありますので間違わないように、十分説明責任を果たして理解を得て進められていかれるということをお願いしておきたいと思います。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので少々お待ちください。

（理事者入退室）

新風小樽に移します。

○安齋委員

◎参与の任用について

では参与に関して、5月21日、最初、市長が人事案に参与を掲載したとき、どうやって雇おうとしていたのか、まず伺いたいと思います。

○総務部長

まだ市長が就任して最初の人事異動ということですので、当時の総務部の人事を担当している者に人事案をお渡しして、その中で雇える形をということでお渡ししているということで、特にいきなり嘱託員でというようなことではなかったかと思えます。

○安齋委員

その後、雇える形でということでは、どういうふうに協議がなされたのでしょうか。

○総務部長

具体的にどういった形でというような協議はしていないやに聞いております。人事案をお渡しして、その中で雇っていただけるようにということでお渡ししているというふうに聞いてございます。

○安齋委員

では、いつから嘱託員としての参与という考え方が生まれたのでしょうか。

○総務部長

第1弾の6月1日のときには、そういった形になってございませぬので、第2弾の6月10日ですね、このときに嘱託員というような形でということになっているというふうに聞いてございます。

○安齋委員

今のは明快に答えていただいているのですが、6月9日に起案をつくっているのに、6月9日以前に嘱託員としての参与になるはずですから、その事実過程を資料は載せなくてもいいので質疑で答えてくださいというふうに事前にお話ししているのに答えてください。

○総務部長

済みません。起案は6月9日ですね、6月10日の決裁というような形で短期間ですけれども、その部分で嘱託員という形になってございます。

（「いやいや、違う」と呼ぶ者あり）

（「違う」と呼ぶ者あり）

（「違うんです。9日の起案に至る過程を聞いているのです」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

(「わかる人が答えたほうがいいのではないですか、総務部長わからないから」と呼ぶ者あり)

(「総務部長は起案わからないでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

経過を質問されているのですけれども。

(「その辺、資料には載せられないから質疑でさせていただくので把握しておいてくださいとお願いしていたはずなのですけども」と呼ぶ者あり)

(「秘書課長が答えたほうがいいんじゃないのか」と呼ぶ者あり)

(「だって市長が参与というしかなくて、嘱託員ってなかったわけでしょう、頭に。いつ嘱託員の参与でいけるというふうになったのか」と呼ぶ者あり)

(「うん。すごい簡単な質問」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○(総務)秘書課長

嘱託員としてということがいつからということでございますけれども、私も昨年平成 27 年の 6 月 1 日に秘書課に配属になりまして、その中で当時の総務部長から参与という形でもって雇いたいということの指示がございまして、その中で嘱託員として新たに参与という形の嘱託員の 신설と任用に関して起案を起こすようにという形で指示を受けてございます。

○安齋委員

総務部長から嘱託員として雇うようにというふうに指示をされたということによろしいですね。

○(総務)秘書課長

昨年の 6 月 1 日以降ということのお話になりますけれども、当時の総務部長から、昨年この時点では参与という嘱託員はございませんでした。その中で嘱託員としての参与という部分の新設、それから任用という形で起案を起こすようにということで指示を受けた形でございます。

○安齋委員

なぜ嘱託員だったのかというところはわかりますか。

(発言する者あり)

(「行政の継続性っていうものがあるんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

なぜ嘱託員としてという部分は、具体的といいますか、そのなぜという部分に関しては詳しくは指示は受けてございません。

○安齋委員

指示ではなくて当時の経過を伺いたいので、この間は載せられないから、それはいいですと。だけれども、その過程について伺いますということをお話していたので、なぜ嘱託員を選んだのかというところは今後、質疑を深めるのに必要なので、記憶を振り返ってもらえればありがたいです。

(発言する者あり)

(「記憶喪失」と呼ぶ者あり)

(「当時の担当者に話聞いてこいって」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

なぜの部分でございますけれども、当時の総務部長からの指示でございますけれども、いわゆるまず参与という形で雇うという形で指示を受けているということで、その中でこれは具体的になぜ嘱託員なのだという形の議論、それから私自身も、その中で当時の総務部長になぜ嘱託員ですかという部分は改めて議論をしたわけでは、事実経

過を申し上げますと、そういうことはございませんでした。そういう中で私として受けた部分は、いわゆる今、早急に雇いたいという部分があるということの中で、最適といたしますか、それのできる方策としては、嘱託員としての参与を新設すること、それから予算に関しては流用による措置を行うことという形で 6 月 9 日に私のほうで起案したという事実経過でございます。

○安齋委員

指示任せだったということで、当時の総務部長、いらっしゃらないので聞けないのですけれども、現総務部長は、どうして嘱託員として任用するということだったのか、なぜだったかというのは聞いていますか。

○総務部長

直接、この部分、聞いたわけではございませんけれども、今、考えますと、結局手だてとしては、昨年実際に提案をしまして否決されたというようなことで条例を例えば整理をして、きちんと制度をつくってというようなこととなりますと、早く任用するという意味で言いますと、なかなかそれは時間的にも難しいことだったと思いますし、また、できるだけ市長が就任して早くにアドバイザーを用いたいということから言いますと、やはり今、考えますと、手だてとしては嘱託員が適当だったのではないかなというふうには思います。

○安齋委員

嘱託員以外の方策はなかったという判断でよろしいですか。

○総務部長

いきなり正職員で専任という形でないとすれば、あとは考えられるのは臨時職員ぐらいしか思い浮かびませんが、そういったことで言いますと、職の専門性等を考えますと、やはり臨時職員というようなことにはならないと思いますので、嘱託員が適切だったのではないかなというふうには思います。

○安齋委員

思うということで言われると、これから議論していくのに確認を、多分ほかの委員もあるので 5 分ぐらいで当時のその状況を確認できないかどうか、委員長、采配をお願いしたいのですけれども。

(「事実確認をしてもらいたいというか」と呼ぶ者あり)

今の、現総務部長は思うで、大体それで思うのだろうからいいのだろうけれども、当時、本当にそうだったのかというのがないと、決算特別委員会なので、またここ確認をしっかりとしないといけないと。

(「思うじゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

今の答えにどこを確認したいのですか。

○安齋委員

思うで合っていたのか。

(「議事進行で言ったほうがいい」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

その当時、私が起案の指示を受けた部分では、今の現総務部長が答弁された、まず早期に雇いたいという部分の方法としては嘱託という形の任用になるという形で指示を受けまして、それで嘱託員としての参与の新設という形で起案を 6 月 9 日にしたという形でございます。

(発言する者あり)

○安齋委員

先ほど、秘書課長の答弁ではなぜかは聞いていないと言っていたのに、今そういうふうに答弁されると、何か整合性が合わないというか、今ここで思いついたというか、総務部長がそう思うということ踏襲してただ言っているようにしか聞こえないので、なぜと聞いていないのに何で今それを答えられるのかというのが疑問なのですけれ

ども、この点整合性を合わせてもらえますか。

(「確認したほうがいいのではないですか、事実関係を」と呼ぶ者あり)

○委員長

どうですか、今の。整合性がないということですけども。

○(総務)秘書課長

6月9日に起案するまでの過程ということで、記憶をたどってということで答弁をさせていただきましたけれども、その中では当時の総務部長から嘱託員として、先ほどの答弁でなぜ嘱託員かということで私から当時の総務部長に返すということは……

(「なかった」と呼ぶ者あり)

それは、そういうふうな議論というのはなかったです。その中で、では早期に雇い入れるという方法で、それこそ臨時職員、嘱託員という形になろうかと思えますけれども、その中では嘱託員として参与という形を新設するし、かつ任用の起案をということでの指示をいただいております。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

中村誠吾委員。

○中村(誠吾)委員

ただいま安齋委員がお話ししておりますのは、6月9日、10日、秘書課長が起案を書いた、その前の段階から意思があってももちろん書かれて、もちろんそこで嘱託員としての参与ということ判断されていくわけですので、そこについてどういう経過で、端的に言いますと誰がそのように判断をして秘書課長に書かせたのかという言い方ですね、そこが抜けているのですよ。現総務部長ではお話わかりませんとおっしゃっていますし、少し整理して、前総務部長がどういう判断をして誰から受けて、そこがまずつながらないと答えが、秘書課長が思い出したという変な話になりますから、急に。そこを整理するために若干の時間を整理の時間として置かせていただきたいと思うのです。

○委員長

ただいま議事進行がございましたけれども、先ほど来の総務部長の答弁、秘書課長の答弁、若干やはり食い違っているところについて、調整をするということは可能ですか。

(「確認だけすればいいから」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

今、確認できますか。

(「今、議事進行は確認の時間というふうに」と呼ぶ者あり)

○総務部長

済みません。すぐ確認できると思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○委員長

それでは、若干休憩をとります。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時34分

○委員長

休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

○（総務）秘書課長

先ほど私の答弁の中で 6 月 9 日起案に至るまでのなぜという部分で、経緯に関して当時の総務部長から指示を受けたという形で答弁をいたしました。この部分、協議をしている中で囑託員になったという形で訂正をさせていただきたいというふうに思います。

（「協議をしている中で」と呼ぶ者あり）

（「ちょっと意味がわからない」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○総務部長

済みません。少し説明させていただきます。

前総務部長とお話をしてきました。その中で、今、秘書課長がお話ししたとおり、当時記憶としては総務部長から指示を受けたというふうに思って答弁させていただいたのですけれども、実は今お話を伺ってきますと、当時の総務部長が指示したということではなくて、当時の総務部長と秘書課長がどういう形で起案を起こそうかということで協議をしている中で、結果的には臨時職員なのか、あるいは囑託員なのかというようなことを打ち合わせをして、その中で起案を起こす段階で最終的には囑託員でということになって起案をしたということでございます。そういったことで、先ほどの秘書課長の答弁が若干違っておりましたので、秘書課長から、今、訂正させていただいたということでございます。

（「そんな訂正はだめでしょう」と呼ぶ者あり）

（「委員長、今のちょっと整理しないと、さっき言っているのと全然話違いますよね、まるきり」と呼ぶ者あり）

（「どこの部分をどう訂正するかも言わないとあれなんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「そんな事前協議があったって今言ったのでしょ。それなのに、その前のときはそのことを言ってるんだよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「これ、うそついてるんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「そんなこと」と呼ぶ者あり）

（「だめだよ、あんた」と呼ぶ者あり）

（「思いをたどったらとかそんな、1 年前なんだからさ」と呼ぶ者あり）

（「委員長、今の答弁で許すのですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

安齋委員、今、お答えはしているわけですから、その整合性がとれていない部分も含めて質問を続けてください。

（発言する者あり）

（「余にも無責任な答弁だもの」と呼ぶ者あり）

（「それはちょっとないよ」と呼ぶ者あり）

（「ちょっと正副委員長で相談して」と呼ぶ者あり）

（「相談して」と呼ぶ者あり）

（「何でもかんでも、したら協議でやったと言っちゃえば、もうそれで終わりになっちゃうの」と呼ぶ者あり）

（「さっきの発言と全く違うことが多い」と呼ぶ者あり）

（「発言は手を挙げて」と呼ぶ者あり）

（「一番いいのは安齋委員が議事進行でやったらいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

先ほど来、私の答弁には指示を受けたと、なぜかも聞いていないということをおっしゃっていました。それならそれでいいのです。ただ、今の答弁を聞いたところ、それは記憶違いで協議していましたという、これはまるきり事実関係が違うので、では今まで言っていたことはどちらが本当なのかということになってしまいますから、どこが正しいのか、私たちはどこを議論を深めていけばいいかわからなくなってしまいますので、委員長として御判断をいただければと思います。

○委員長

ただいまの議事進行について、総務部で再度お答えできますか。

(「だって、なぜって聞いてないって言ったし、知らないって言っていたのに、いきなりそれは二人で協議してたと言われたら」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「調整してもらったほうがいい」と呼ぶ者あり)

(「誰と誰が協議していたのか、まずちゃんと言って」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○(総務)秘書課長

記憶をたどりながら、総務部長から指示を受けたということで、私、答弁させていただきましたけれども、当然その起案する段に、それで起案してほしいという指示を受けた中で、では今、参与の当然それを起案する中で報酬額であるとか身分であるとかという部分の疑問が当然出てきます。そういったことの中で、当時の総務部長に伺いまして、ではどういうふうな形で雇えばよろしいのでしょうかということで、そういった意味で当時の総務部長と協議をさせていただいたというふうな、時系列で申し上げますとそういうふうな形になってございます。

(発言する者あり)

(「委員長、だめですよ」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

私が質問したところは、まだ6月9日の起案のところまで行ってなくて、その前段で総務部長がなぜ嘱託員というふうに決めたのかという過程を伺ったのです。それを今、御確認いただいたかと思ったのですが、そうではなくて今度は起案の段階でどういう報酬だとかという話になってしまったから、私の質問を飛び越えて9日に行ってしまうのです。私、そもそもこの21日から9日の間を資料として載せてくださいと言ったのですが、それはなかなか難しいというお話だったので、質疑で深めさせていただきますということをお話ししたのですが、その部分がはっきり抜けて9日になってしまったので、これはまた事実と違うのかなと思うのですが、委員長としてどのようにお考えで采配していただけますか。

○委員長

事実と違うという安齋委員の指摘でしたから、今、前総務部長に確認をしてお答えをしたと、こういう……

(「違います。委員長、いいですか」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

私が聞いたのは、6月9日の起案、ここに至るまで、総務部長がなぜ嘱託員としたのかという質問をさせていただきました。今、訂正してもらった部分は、秘書課長がおっしゃったところは嘱託員としての参与の新設と任用に

ついて起案する段階でどういう報酬にするのかとか、その起案の内容についての協議だというふうにおっしゃったので、私が聞いているのはその以前の問題のところですから、その部分にはお答えいただけていないので、それが最初から指示だったのか、そこも協議だったのかというところが全く抜けてしまっていますから、この点はもう一回答弁を改めていただかないと、事実、正確性には欠けるのかなと思いますので、委員長からもう一度答弁するように、事実確認をするように。

(「ちゃんと整理させたほうがいいですよ、だけれども」と呼ぶ者あり)

○委員長

ただいま安齋委員のお話を聞いていたと思いますけれども、ただ、そこは安齋委員から事前にお話を受けて……

(「違う違う、そうではなくて、その部分は」と呼ぶ者あり)

だから、抜けている部分を、それは答弁できないという話ではなかったのですね。

○安齋委員

私が事前にこの資料をつくってくださいと秘書課長にお願いして、事実経過で5月21日から6月9日までの間がわからないからその分を出してくださいと言いました。ただ、この部分は前の段階もあるから資料としてはなかなか難しいのでということ伺ったので、では質疑させていただきますねと言いました。ただ、この質疑の内容を何を聞く何を聞くというのは資料にも出てこないから、それはもちろん秘書課長にもこういうことを聞くとも言えませんから、これはこの今の段階でこういうところをなぜと聞いているわけで、今、委員長の認識とは少し違うかなというふうに思います。

○委員長

わかりました。

○(総務)秘書課長

答弁の中で6月9日という起案の段階に飛び越えてしまったという部分で、誤解といいますか、私の表現が悪かったことをおわび申し上げます。

6月1日以降、6月9日の起案の段階の部分で御説明をさせていただければ、まず前総務部長から指示という形で私、答弁させていただいた部分が、参与を雇用したいということでお話がありました。その中で、では当然、6月9日に飛んだということで、少し誤解といいますか、私の表現が悪かったですけれども、では6月10日から任用したいということのお話も総務部長からありました。その中で起案をということのお話もありました。

(「何だかよくわからない」と呼ぶ者あり)

その中で、では起案をという部分の中で、では6月10日に任用しなければいけないということの中で、当然起案の準備をしなければいけない。当時の総務部長に、ここで協議ということのお話になるのですけれども、ではどういう形で、任用条件がどうで報酬額がどうでということの協議を当時の総務部長とさせていただいたと、起案作成の準備に当たってそういう協議をさせていただいたと。事実経過と申しますか、時系列に申し上げますとそういうふうな形でございます。

○総務部長

済みません、少し補足させていただきますけれども、今、前総務部長に伺った内容としては、なぜ嘱託員なのだという部分につきましては、今の秘書課長の答弁の中で抜けていたかと思しますので補足させていただきますけれども、今お話伺ってきますと、やはり直接嘱託員だということでストレートに指示したということではなくて、どういった形で雇うかということと秘書課長ですとか、あるいは周り少し相談しながら話をしたところ、結果的には嘱託員かあるいは臨時職員かというようなことになったのですけれども、やはりそういった打ち合わせの中で、専門職でもあるし顧問とかという形にならないとすれば嘱託員が適切だろうということで嘱託員という位置づけで起案を起こしたということだと聞いてございます。

○安齋委員

それでは次に、なぜ 6 月 10 日と急いだのか伺います。

○市長

これについては、今までも何度も答弁させていただいているところでございますけれども、やはり職務に対してのアドバイザーが目的ではありましたが、やはり特に除排雪の改善を、先ほど決算の議論の中で基本的には骨格予算が組まれていて、その後、私が就任後で予算を組めるというのは除排雪が唯一とは言いませんけれども、かなり大きなウエートを占めるだろうという思いもあり、それに対しての準備に対して時間が非常に少ないということもあって、一日も早い任用をしたいということで指示をしたというか、お願いをしたというところがございます。

○安齋委員

それでは、市長から総務部長に参与として 10 日に雇いたいという指示があって、総務部長がその判断に至ったということで確認させてください。よろしいですか。

○市長

先ほど来総務部長からもお答えありましたけれども、最初はもっと早い時期、5 月 21 日という表現になっていますが、そのときに任用をしたいということでお願いをし、早ければ早いほどという思いもあったので、管理職の異動である 6 月 1 日が理想ではありましたが、結果的にはそういう形で 10 日というふうになったというところがございます。

○安齋委員

最初から当該方を、堤氏を雇いたいというふうに提示したということでもあります。それが市長の指示だったと。そこで、起案に移りますけれども、なぜ 30 万円だったのかももう一度聞かせてください。

○(総務)秘書課長

職務として市長直轄のアドバイザーという側面があるということで、専門知識、経験を有する職務であるということの中で 1 日当たりの報酬単価、この部分 1 万 5,000 円というふうな形で設定して、平均勤務日数 20 日間で割り返して 30 万円という形でもって設定させていただいたという形でございます。

○安齋委員

この 30 万円は誰の指示だったのか伺えますか。

○(総務)秘書課長

先ほど来の総務部長との協議の中で月額報酬 30 万円という形で伺っております。

(「伺ってって」と呼ぶ者あり)

(「協議の中で伺ってる」と呼ぶ者あり)

(「協議してたのによくわからない」と呼ぶ者あり)

(「あんた当事者なのに伺ってというのは変でしょう」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

協議の中で伺ったということは、協議している間に総務部長から 30 万円という話を伺ったという理解でよろしいですか。

○(総務)秘書課長

私、伺ったということで少し適切かどうかということがございますけれども、その中で当時の総務部長との協議の中で 30 万円という形で決定して起案したという形でございます。

○安齋委員

秘書課長と打ち合わせの間で 30 万円がいいということになったということで理解をしてよろしいですね。

○（総務）秘書課長

協議の中でといますか……

○総務部長

私からではないですけども、以前にも当時の総務部長から答弁されているかと思いますが、その当時、その答弁の中では、いわゆる A L T といいますか、教員ですね、そういったものを例示として参考にさせてもらったということを答弁させていただいておまして、そういった中で 30 万円という金額が出てきたということになってございます。

（「何で急に」と呼ぶ者あり）

（発言する物あり）

○安齋委員

私が聞いたのは総務部長との協議の中で伺ったということなので、誰かから指示があったのかという話を聞いていて、根拠については次、聞こうと思っていましたので、今の答弁だと少し違うかなと。

○総務部長

申しわけございません。そういった答弁を過去にしている、今、秘書課長が話していたのは、総務部長とそういう協議というか打ち合わせをしている中でそういったものを参考にしているということが出てきたということでございます。

○安齋委員

伺ったというのは誰から伺ったというのを聞きたかったのでお願いします。

○（総務）秘書課長

伺ったという部分の表現に関しては適切ではございませんでした。

（発言する者あり）

その中で総務部長と協議をして 30 万円という形で決定して起案したという形でございます。

（発言する者あり）

○安齋委員

それでは、協議されて決めたということでおわかりだと思いますので、その根拠となる高度な専門知識については何の専門ということで高度な専門知識ということでおっしゃっているのかお答えください。

（「正確に答えるように委員長、言ったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり）

（「何かあやふやな、ふらふらふらふらでね」と呼ぶ者あり）

○総務部長

済みません。少し先走ってしまいましたけれども、先ほどお答えしたとおり A L T というようなことを……

（「違います。僕が聞いているのは、高度な専門知識とは何か証明してほしいという話です」と呼ぶ者あり）

知識を証明してほしい。

（「高度な専門知識とおっしゃっていて、協議して決めているというのですから、そこを協議して話しているから答えられるでしょうと。指示を受けてということだったら答えられないからいいです」という話になるので、その点」と呼ぶ者あり）

協議した内容ということですか。

（「誰が専門知識があると判断して指示したのか」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

高度な専門知識という部分を勘案して 30 万円と決定した形でございますけれども、まず一つには豊富な行政経験

を持っているということと、除排雪の部分でも経験が豊富であるということ、それから行政と民間の経験があるというように、その部分を勘案しまして決定したという形でございます。

(「専門知識とは言わないよ、それ」と呼ぶ者あり)

(「評価しているのは市長しかいないんだからさ」と呼ぶ者あり)

(「私が聞いているのは高度な専門知識とは何かを証明してほしいということなの。例えばどこかの大学を出て博士をとっているとかね」と呼ぶ者あり)

(「経験を言っているだけで知識じゃない」と呼ぶ者あり)

○委員長

理事者に申し上げますけれども、この質問あるいはこの間のやりとり、それはもう何回もやられて公式にお答えをしている中での今回の質問だと思しますので、曖昧にとられるようなお答えをされるとなかなか議事が進みませんので、明確に答えていただきたいと思えます。今までも本会議でも質問が出て理事者からお答えになっている内容ですから、自信を持ってお答えをお願いいたします。

どのような専門知識が必要だったのかということは、もう前にもお答えになっていると思しますので、いかがですか。

○(総務)秘書課長

専門知識という部分でございますけれども……

(「高度な専門知識」と呼ぶ者あり)

高度な専門知識ということでございますけれども、除排雪行政の部分での専門知識、それからあと民間での除排雪に関しての専門知識、こういった部分を勘案したということでございます。

(「それだったら、任用の最初が違うじゃない。それ過去の答弁と違うんじゃない」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

高度な専門知識というのを何で証明するのかという質問をさせてもらったので、除排雪行政に携わったとか行政経験があるということが高度な専門知識にイコールにならないと思しますので、明確に高度な専門知識というのはこれだということを証明していただかないと、今後の議論に差し支えあると思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長

今、秘書課長がお話ししたことも若干入りますけれども、当然市役所の中で技術職員として経験が相当ございまして、さらには除雪関係につきましては、皆さん御存じのとおり、一時期小樽が陸の孤島と言われたようなときにも手腕を発揮したというようなことも聞いてございますし、それからまた、退職して民間に勤められてからも一定の役職を持ってその中で活躍されたというようなことを聞いてございますので、そういった意味で言いますと、市役所の中でそういった手腕を振るっていただくということにつきましては、やはり我々としては高度な知識を持っている方という押さえになったということでございます。

(「何も関係ないさ、そんなこと」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

今おっしゃったのは任用理由でさんざん述べられていて、私が聞いているのは報酬額の根拠の中の高度な専門知識とは何ですかという話なので、例えば経営学の何かを持っているとか、そういう話になるかと思しますので、今のは若干答弁が違うと思うのですけれども、報酬額の根拠として 1 万 5,000 円と積算するに至った高度な専門知識の資格の証明なりを示していただきたいと思えますし、この履歴書というか、任用のところに資格等は別紙にあるというところを書いてあるのですけれども、資格が一切見えませんので、一体専門知識とは何なのでしょうかとこのところをお答えいただきたいと思えます。

参考にして、臨床心理士とか文学館館長とか図書館館長、外国語助手というのは資格を持っているわけですよ。

○委員長

どうですか。

(「根拠もなくこうやってはめるから、そうやって答弁に困るのですよ。30 万円ありきでしたと答えたら楽ですよ」と呼ぶ者あり)

お答えできませんか。

(「嘱託員氏名の横に履歴、資格などは別紙参照と書いてあるのに、それを見ると資格がないから、高度な専門知識というのは何かなど。高度な専門知識を証明するのは資格しかないのですよ。あとは経験なのです。経験は今おっしゃっていたことだと思いますから、いいか悪いかは別としてもそれで進めますけど」と呼ぶ者あり)

今お答えできませんか。

(発言する者あり)

(「調整してもらったほうがいいのではないですか、答えられないのだったら」と呼ぶ者あり)

それでは、若干時間をとりますので、答弁のための調整をとりますので、ぜひお答えをお願いしたいと思います。

休憩 午後 5 時 03 分

再開 午後 5 時 27 分

○委員長

休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

この際、理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○(総務)秘書課長

まず、本日配付させていただきました決算特別委員会「参与に関する経過」の部分で一部訂正がございますので、訂正をさせていただきます。

平成 27 年 6 月 10 日、「参与任用起案」とございますけれども、これを「起案」をとりまして「参与任用」。

それから、次の予算流用要求書決裁、こちらは「6 月 10 日」ではなく、「6 月 9 日」に予算流用要求書を起案、決裁という形になってございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

(「そんなばかな話、あるのかい」と呼ぶ者あり)

(「こんな不正確な資料、おかしいでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは、休憩前の回答をお願いいたします。

○総務部長

先ほど安齋委員に答弁したことの繰り返しになって申しわけございませんけれども、私どもといたしましては、先ほど休憩中に調べましたけれども、資格としては測量士ですとか、あるいは 1 級土木施工管理技士というような資格は持っておりますけれども、やはりそれ以上に、先ほど御答弁しましたとおり市役所の中で相当数の経験があるということですか、あるいは大雪のときに手腕を発揮したこととか、あるいはまた民間でも一定の役職について活躍されたというようなこと、そういったことを総合的に加味して、それらを我々としては、そういう高度な知見がある方というふうを考えているということでございます。

○安齋委員

それが 1 日当たりの報酬単価 1 万 5,000 円と設定したということですがけれども、では、ほかの経験者の職員とどう違うのかお聞きしたいと思います。

○総務部長

具体的に誰と比較してということではございませんけれども、先ほども御答弁しましたとおり、やはり高度な知見ということで考えますと、A L T というような方を一つの参考にさせていただいて計算させていただいたということでございます。

○安齋委員

では、やはり 30 万円がありきだったということで理解してよろしいですね。

○総務部長

30 万円ありきということではなくて、やはり高度な知見ということを考えますと、そういった計算方法になったということでございます。

○安齋委員

測量士と 1 級土木施工管理技士と A L T の資格が 30 万円になる、どうして同じなのか、その説明はありますか。

○総務部長

これらにつきましては、一般的に何か結びついて比較できるということではございませんので、ただ、資格として持っているものということでお話しさせていただきましたけれども、高度な知見という観点から言いますと、具体的にこれと単価がイコールになるというようなものはございませんけれども、ただ高度な知見ということで一つの参考にさせていただいたということでございます。

○安齋委員

高度な知見と言いますと、この前、嘱託員報酬の資料をもらいましたけれども、それには 50 万円とかもありましたけれども、改めて聞きますが、なぜ 30 万円だったのかお示しいただけますか。

○総務部長

参与につきましては、通常一般の顧問なんかの場合ですと非常勤に必要な都度ということでございますけれども、参与につきましてはいわゆる常勤で、週 29 時間という嘱託員の縛りはございましたけれども、常勤で、そして市長直轄のアドバイザーというような位置づけでございましたので、そういった中で A L T を参考にさせていただいて計算させていただいたところ、実際に 30 万円ということになったということでございます。

○安齋委員

どう聞いても 30 万円ありきで、そこに理由をつけてやっているとしたかと思えません。市長に伺います。市長から 30 万円にしてくれという指示はあったのかどうかお伺いします。

(「委員長、市長に答弁を促さないでだめだよ」と呼ぶ者あり)

○(総務) 秘書課長

起案の段階で市長から 30 万円という形の指示はございません。総務部長と協議の中で設定したという形になってございます。

○安齋委員

では、その 30 万円に対して市長はどういうふうに思いましたか。

○市長

私自身、説明を受けたときに、今のお話、るる説明、総務部長、秘書課長からお話がありましたけれども、報酬単価 1 万 5,000 円を設定し、平均の勤務日数も 20 日から 21 日で、それに対して設定金額も 30 万円とするというお話を受けて、職務の責務の重さであったりとか、または専門性のことを鑑みれば妥当ではないかというふうに私は認識したところでございます。

○安齋委員

自身の後援会幹部だった人を雇ってくれということに対して、私はずっと論功行賞だと言ってきましたけれども、

市長としてはそういうふうに当たらないとか、そう疑われるかなというふうに思ったことはないという理解でよろしいですか。

○市長

全く当たらないというふうに思っております。

○安齋委員

他都市では、そういったことで住民監査請求とか起こっていますので、市長の認識はかなり市民とかけ離れているなど感じます。

もう一点だけ 30 万円を聞きますけれども、なぜ他都市とかほかの地域とか何かほかの会社の 30 万円とかを参考にということを入れないで、何でほかの嘱託員の部分を取り出してきたのか、その理由だけお聞かせください。

○（総務）秘書課長

他都市の部分の参考、起案の中には盛り込まなかった形でございますけれども、まず参与という部分で勤務形態等がまちまちであるという部分の中で、一律線引きをして月額幾らという部分の基準をなかなか見出すのが難しいという形ございましたので、報酬額の根拠という形とすれば起案書には盛り込まなかったという形でございます。

○安齋委員

では次に、この資料について伺いますけれども、以前いただいた資料から若干違う点がありますので、まず伺いますけれども、9 月 25 日以降の 29 日ですね、「打ち合わせ」としか書かれていないのですけれども、なぜこれは前もらった資料からはしょっているのか伺わせていただきます。

○（総務）秘書課長

9 月 29 日以降の「打ち合わせ」という部分の御指摘かと思えますけれども、この部分それぞれ打ち合わせの部分の形態等がございましたので、打ち合わせの部分は表現の中では「打ち合わせ」という形で表現をさせていただきました。

○安齋委員

おかしいのが 10 月 2 日と 10 月 5 日は書いてあるのに何で 9 月 29 日をはしょったのか、整合性がとれないのではないかとあって質問しましたが、今の答弁だと少し違うかなと思うのですが、いかがですか。打ち合わせとすただけだったら、ほかにも全部打ち合わせにしておいてもよかったのに、何でその部分だけ残して削除しているのか。

（「何の資料」と呼ぶ者あり）

（「もう一つ何と比べて、これが」と呼ぶ者あり）

（「10 月 7 日、総務常任委員会の資料」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

特に意図的に何かはしょったということはございません。9 月 29 日、それから 10 月 2 日、あと、その次のページ、10 月 18 日、11 月 11 日から 11 月 23 日、この間、「打ち合わせ」という形で表現させていただいたという形でございます。

○安齋委員

その 10 月 18 日と 11 月 11 日から 1 月 23 日の打ち合わせの内容についてお聞かせください。

○総務部長

実は、今回出させていただいたこの資料では「打ち合わせ」という形で統一させていただきましたけれども、今、委員からお尋ねの 10 月 18 日から 11 月 23 日まで、ここにつきましては実はメールでのやりとりをして打ち合わせをしておりますので、そういったことも含めて「打ち合わせ」ということで統一的に表現させていただいたという形でございます。

○安齋委員

その中身についてはいかがでしょうか。

○総務部長

この間、以前にもお答えしているかとは思いますが、参与についての報酬額ですとか職務内容ですとか勤務時間、それから雇用期間、こういった 4 項目について、どういった制度設計をしていったらいいのかといったようなことについて、実は何回も案をつくりながらメールでやりとりしていたといったようなことでございます。

○安齋委員

本人とやりとりしていたということですか。

(「違います」と呼ぶ者あり)

○総務部長

説明不足で申しわけございません。内部で、例えば秘書課長から部内の管理職に、関係者に対してメールをやってやりとりをしていたということでございます。

○安齋委員

何で部内の管理職にそれを聞かなければいけなかったのでしょうか。

○総務部長

何でといえますか、打ち合わせですので、集まって打ち合わせするということもありますけれども、こういったことはいかがでしょうということで、ナンバー 1、ナンバー 2 というような形で提案というような形でメールをやりとりしていたということでございます。

○安齋委員

その間ずっと結論が出ずに 3 月 31 日に退任するということですが、どうして結論が出なかったのかお答えください。

○総務部長

今お話ししましたとおり集まって打ち合わせですとか、あるいはまたメールでのやりとりとかいろいろやってきたわけですが、年が明けていなかった副市長が選任されて、そういった中で今後の参与のあり方というのは副市長の意見も聞きながらどうしていこうかというような話になっていましたので、そういった経過の中で、実は年が明けてからですので 3 月末を迎えたという実態でございます。

○安齋委員

3 月 31 日まで残ったということですが、副市長が入って決められるような話をニュアンスとして聞いていたのですが、副市長としては 3 月 31 日まで任用が切れなかったこの理由について何かあるのか、それとも 3 月 31 日までは必要だったという認識なのかお答えいただけたらと思います。

○副市長

少し記憶をたどってみますと、多分私が副市長になった当時は来年度予算に参与を予算要求するかどうかということが主な協議内容だったかなと思います。それで、多分それと同時に年度いっぱいという考え方がどうもやはり頭の中にあって、途中でちょうど積雪期でもあったと、当然 2 月でしたので、それで年度 3 月までの積雪も一区切りということで年度、したがって、その次に 4 月以降については、3 月いっぱいだと、そういう流れの中で多分判断をしたのではないかと。思い起こせば、多分やはり区切りの一つとして積雪期が終わる 3 月まで、そこで一区切りつけよう。それで、4 月以降については予算は要求しない、その多分経過の検討を何回か。

それと、議会で答弁した記憶があるのは、新たな参与制度を考えるということで、その新たな参与制度をどういうふう構築するかということで何度か議論をした記憶がございます。いまだにその新たな参与の制度というのは、まだ確立はしていませんけれども、当時はそれもあわせて議論をしていたという経過でございます。

○安齋委員

4 月以降の予算にということですが、先ほど齊藤委員がこちらが予算議決したものを違反ではないかという話がありましたけれども、これでもし計上していたら、全然議会の意見を何も聞かないで予算要求をしようと思っていたのかと、我々に対して何も耳を傾けていないのかというふうに思ってしまうのですけれども、これについて意見を聞かせていただきたいのが 1 点。

新たな参与制度の部分ですけれども、今、副市長お答えになりましたけれども、まだ決められていないということですが、市長としてこのまちをどういうふうにしたくて参与制度のような仕組みを導入しようと思うのかをお聞かせいただきたいと思います。

あと補助金の部分ですけれども、団体の運営費補助金が決算でも出ていますが、それぞれ各部またぎますけれども根拠をお示しいただきたいのと、廃止した補助金がありますけれども、なぜそれを廃止しているのかということをお聞かせいただいて、これについては、あすに持ち越しさせていただきたいと思います。

○総務部長

先ほど来お話ししております流用との関係のことだと思いますけれども、実際に昨年予算を提案させていただいて、そのときには実は 9 月までのいわゆる流用対応といえますか、そういった予算で、予算がもし可決されれば、そちらに戻そうということで二つに分けて掲載させていただいておまして、その予算自体は 10 月以降の部分とそれ以前の部分というような形で二つに分けて掲載させていただいておまして、もし予算が可決されれば当然のことながら、9 月までの分については予算に戻すというようなことで考えておまして、それ以降の分については、いわゆる事業予算といえますか、今後の事業予算というような形で計上させていただいておりました。

ただ、残念ながら予算は否決されておりますので、条例案もあわせて否決されておりますので、そういったことで新たな制度というのが認められませんでしたので、そういった中でこれまで流用で対応してきたものを今後の 10 月以降についても流用対応させていただいたということでございます。

(発言する者あり)

○市長

私からも答弁させていただきます。

安齋委員、今の質問の中で新年度予算に対してという考え方でよろしいでしょうか。

(「うん」と呼ぶ者あり)

昨年度第 3 回定例会で否決を受けて、その後、打ち合わせ内容ということで私自身は参与制度は必要だという認識が強かったものですから、報酬額等の検討をさせていただきたいということで皆様にお話をさせていただいたところでございます。しかしながら、やはりその出来事がありましたので、新年度予算でその制度設計がしっかりなされていない状況、または皆様からいろいろ議会議論で御指摘いただいた内容を盛り込む、それがいろいろ議論した経過の中で形になり切れていない、そんな状況の中で新年度予算を上げるということにはならないということで、ここに出させていただいた資料に書かれているように、平成 28 年の 1 月には予算要求をしないということで早々に判断をさせていただいているところなので、安齋委員が御指摘のように議会議論を経ているのにもかかわらず要求するつもりだったのかという御指摘ですけれども、そうではありません。それがまず 1 点でございます。

それと、新たな参与制度においては、先ほどお話しさせていただいたように、私自身はこれからの公約実現に向けてのアドバイザーとして前参与が適任だったという思いもあって任用させていただいたところではございますけれども、これのみにかかわらず参与という制度は非常に重要ではないかなと思っております。これは市長という役目が、どなたがつかれるにしても、その制度があることによって、市政運営に対して先々さまざまな展開力を持ち得る可能性があるのではないかという認識を持っているところでございます。

そのような中で副市長が就任して以来、最近その協議は申しわけないですが進んでいない状況でありますけれど

も、先ほど副市長がお話しされたように新しい参与制度についてということで改めて考えてみようということでお話をしたところでございますし、また、それは市の中で、これから新たにこういうことを取り組んでいこう、まちがこういうことを取り組めばより高まっていくのではないかという事案であったりとか、または逆に市として大きな課題を抱えていて、その改善を図っていくために専門的知識を有する方に就任いただくなど、顧問制度とはまた違う、参与としての制度というものが非常に重要ではないかという認識は持っているもので、今後においても機会あるごとに、それが形になる方法がないかということは我々としても考えていきたいと思っておりますし、その検討経過においては、議員の皆様にもこれから投げかけていきたいなというふうに思っているところでございます。

○（財政）佐々木主幹

補助金の関係の根拠ということでございますけれども、まず補助金については、それぞれいろいろな種類のものがございまして、例えばイベントに対する補助のものでとか扶助的な要素のあるもの、あと市として何かしらの促進をしていかなければならないという部分の中で導入前において支援するというような要素もございまして、そのほか団体に対する運営費に対するものというのものもあるものでございまして、考え方がそれぞれの内容によって異なりますので、一律なものというような根拠には残念ながら今なっていないというのが現状でございます。

ただ、昨年度、補助金の見直しの指針というのを示させていただいております、今年度予算に向けてこういう考え方でいうのを示しておりますが、その中の基本原則といたしましては、団体運営費の補助は原則として事業費補助に移っていただく、あと補助対象経費については明確化する、そして例えばですけれども、市が本来やるべきことを団体に担っていただいているというような事業を除きまして、基本的には補助率については2分の1とするようなことを基本的な方針として示したというのが一応考え方の根拠でございます。

それと、今年度の状況で廃止した各補助金というお話でございますけれども、廃止した理由というのは、その前段の中で、例えばその指針に照らした中でやはり市税を投入していくというような形になっていきますので、実際の団体の活動が設立目的としては公益性があったとしても、その活動内容が例えば会員相互の親睦的な活動だけになってしまっているとか、単なる団体の構成員のみの事業である、そういうようなことであれば活動自体は公益性のある活動という形で市税を投入していくというのはふさわしくないのではないかというような観点の中で、一部の事業については、もしも引き続き補助金をやるのであれば、運営費補助でなく事業費、公益的な事業をやっただけで、それに対する補助金という形で移行できないかということを各部を通して団体に意向等を確認していただいた中で、予算編成過程の中で判断させていただいたというところでございます。

○安齋委員

まず、参与の部分ですけれども、やはり私としては、市長の後援会幹部であった人をただ論功行賞、論功人事として入れたくて、しかも30万円がありきで原部にそれを雇用したいのだと、雇いたいのだというふうに言ったとしか考えられません。どのような報酬額の根拠や理由を述べても、なかなか万人には受け入れられない内容で、ただの後づけであったというふうに思っています。

また、それが認められなければ、今度は参与制度を新たにという話で何か濁したような形になっておりますけれども、ではどのようなまちにしたいのかと、どのような課題があつて参与制度が必要なのだというところが全く見えませんので、この議論については、市長としては、まずは御自身がどのようなまちにしたいかという課題があるのかというのを示してからすべきであると思っております。

団体の運営費補助金の部分ですけれども、なかなか議員間でも共有できていなかった運営費から事業費に移行しているところなのですが、これについては、あすまた改めて質問させていただきます。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。